

平成20年6月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第3号 次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第3号 次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願

会議に出席した議員

1番	井 川 芳 昭	2番	清 原 良 典
3番	中 島 貞 次	4番	上 山 隆 弘
5番	服 部 千 秋	6番	長谷川 原 司
7番	井 村 淳 子	8番	中 井 政 喜
9番	嶋 澤 達 也	10番	花 畑 奈知子
11番	熊 谷 直 行	12番	上 田 富 夫
13番	村 田 興 亞	14番	桜 井 公 晴
15番	橋 本 恭 子	16番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
書 記 肥 塚 馨

書 記 木 村 和 義

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐々木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

（開議 午前10時00分）

○議長（北川嘉明） 皆さん、おはようございます。

平成20年第3回太子町議会定例会（第413回町議会）におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第3回太子町議会定例会（第413回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答

弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、6番長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 おはようございます。6番長谷川原司、通告に従いまして一般質問を行います。

税の賦課は公正、公平であるべきことは基本中の基本であると考えております。特に目的税という性格のある税金は、その目的を策定し、それを達成するために税を投入するものであります。

さて、太子町新行政改革大綱第4次実施計画が提示されました。その中に、都市計画税等の導入については、平成20年度より検討に入り、平成22年度より実施する取り組みになっています。効果見込み額は2億7,660万円、年間と、かなり大きい数字であります。私は、これを見たとき、提示されたとき、今後太子町は独立した地方自治体として成長していくための具体的都市計画施策が明示されてくるものだと思っていましたが、まだ提示もされておられません。

都市計画税とは、住みよいまちづくりのための都市計画事業や区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける土地、家屋の所有者に対して賦課する目的税です。

具体的に答弁お願いしたいのは、1つ、今回都市計画マスタープラン作成が手つかずの状態なのに、都市計画税の導入について検討項目としたのかを、その説明を求めます。これは、目的税導入を検討するに当たり、その対象となる事業は何を検討しているのかを、その説明を求めます。

2、太子町は、都市基盤の一つである下水道布設に当たり、受益者が負担すべきものとして受益者負担を徴収しました。市街化区域及び市街化調整区域を含めて、この受益者負担金と都市計画税との相違の説明を求めま

す。また、現在徴収しています固定資産税など行政一般サービスに対する対価とされる税金と都市計画税との相違の説明も求めます。

3番、もし仮に都市計画税を賦課するに当たりましては、都市計画税の目的税としての性格にかんがみ、特別会計を設置して経理を明確にすることや、議会に提出される予算書、決算書の事項別明細書及び説明資料に特定財源として明示することを求めます。これについてどのように考えているかの説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、都市計画マスタープランの作成が手つかずなのに都市計画税の導入についてなぜ検討項目としたかという部分でございますが、これにつきましては、都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に規定されておりますように、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものというものでございます。都市計画税は、都市計画事業、これは道路、公園、下水、区画整理、そういったものがございしますが、そういった事業に充てるものでありまして、マスタープランの作成と直接的なその関係はございません。

第4次行政改革大綱の実施計画におきましては、大綱として事務事業の見直し、財政基盤の強化、民間委託の推進等、歳出の抑制と歳入の確保につきまして検討すべき項目を洗い出しております。その一つとして都市計画税の導入、これは第3次の行革から継続しておりますが、そういったものが明記されております。都市計画事業としましては、太子町におきましては公園事業、区画整理事業、下水道事業、そういったものが考えられます。

次に、受益者負担金と都市計画税の相違、または固定資産税と都市計画税の相違ということでございますが、下水道事業の受益者負担金につきましては、都市計画法75条に基づきまして、著しく利害を受ける者がいるときは、その利益を受ける限度におきまして当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける

者に負担させることができるということになっております。

下水道事業につきましては、下水道の接続により利益を受ける者が特定できるため、受益者負担金としております。道路、公園などにつきましては、多数の人が利用できる施設では著しく受益を受ける者が特定できません。したがって、都市計画事業は受益者負担金として負担させることはできないため、税をもって事業を行うというものでございます。また、固定資産税は、普通税としまして、使い道を特定しないで徴収されるものでございます。そして、都市計画税は目的税として、これは使い道を決めて徴収される税金ということでございます。そういった違いでございます。

次に、特別会計の設置でございますが、特別会計を設置する問題と、目的税として都市計画税の用途を制限する問題、これを同じレベルで論じることとはできないと考えております。特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、例えば上下水道事業や鉄道事業などの公営企業、あるいは国民健康保険や介護保険の保険事業を行う場合など、独立採算制が強く、別会計で経理するほうが合理的な場合にとられる手段でございます。

一方、都市計画税の用途である事業には、道路、公園、区画整理等の事業がございしますが、これらは都市計画税以外の普通税や地方交付税など、そういった幅広い財源を用いております。また、特定の受益者ではなく、不特定多数の住民が利用する事業であることから、独立採算制の考え方とはなじみません。地方公共団体の会計は、単一予算主義の原則によりまして、一団として経理するのが望ましいとされております。単に都市計画税という目的税の用途であるという理由のみでは、特別会計を設置する必要性は低いのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 1 番の都市計画マスター

プランは、その方針を示しているだけだから今回の都市計画税とは余り関係ないということによろしいんでしょうか。そうしますと、都市施設としての公園、区画整理、下水道事業、これこん中にあるんですけれども、特にまずほとんどを占めている総合公園、あれのほしたらその性格というんですか、その説明をお願いします。というのは、都市公園としての公園として進めているのか、それをお願いします。

それと、下水道の繰出金のことですね。これは、下水道事業は今太子町は市街化区域、調整区域を含めての下水道事業を行っています。その都市計画税を、これ都市計画税というのは、市街化区域だけに賦課する税金でよろしいですね。それを調整区域を含めての支出に充てるということについての説明をお願いします。

2 番としまして、固定資産税は普通税として今まで都市事業に使ってきたということですけれども、現在の太子町のほとんどの予算は総合公園と下水道会計の繰出金がほとんどを示しております。今現在の都市事業に今の普通税として進めていることについての説明をお願いします。その2点、よろしく申し上げます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、都市計画マスタープランと都市計画税の関係でございしますが、あくまで都市計画マスタープランは、太子町の都市計画に関する基本的な方針を定めるということでございます。

都市計画税につきましては、それとはリンクはいたしません、今回都市計画税を上げさせていただいたというのは、行政改革の中で歳出の抑制と歳入の確保という観点から、すべての歳入確保に対しての検討をさせていただいたということで、その一つとして都市計画税の導入を含めた検討をさせていただいてるということでありまして、22年に計画の中では実施という形で挙げさせていただいておりますが、これは導入をするかせんかとい

うことの検討も踏まえた中での金額を提示させていただいてる部分でございます。したがって、そのマスタープランに上がってる部分だけを精査しまして都市計画税がこう要るといったものではございません。したがって、その都市計画税というのは、あくまで太子町における財源の確保の中の一環としての検討項目であるということでございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいまの質問でございますけども、公園につきましては、都市計画事業、都市計画決定を行いまして、都市計画事業の公園事業として実施いたしております。

それと、都市計画税につきましては、都市計画事業に充てるといったことから、市街化調整区域を伴いといったことが一般的な考えであろうかなというふうに考えとります。

それと、先ほども総務部長がご答弁を申し上げましたけども、マスタープランにつきましては、太子町区域全体のおおのの事業をどうのこうのとするプランではございません。この地域はどういうふうな区域にする計画だとか、そういう大まかな計画をするものであって、都市計画事業につきましては、あくまで個別に都市計画決定という行為を行いまして、それにのって都市計画事業を実施していくといったことでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 そうしますと、この都市計画税については、取るか取らないかはまだ検討中のことであるということの答弁でよろしいかと思うんですけれども、まず一つ、この計画が提示されました翌日、新聞に大きく、太子町も都市計画税導入かみたいな記事が載りました。そのときに、太子町は都市計画税導入決まったんやなあという問い合わせがありまして、いえ、まだそれは今は検討中の課題でありますんで、それと、その都市計画税というのは今までの普通税とは性格が違

いますから、その検討をしてからその導入を図るものだということを説明させていただきました。

それと、この「広報たいし」の5月号ですね。新たな行政改革に向けて、太子町新行政改革大綱第4次、同実施計画を策定、一番やはり目につくように、この20年度から24年度までの行政改革の効果見込み額19億9,000万円余り、ここ示してあるんですけれども、やはりこれだけ見ますと、太子町は行革、言葉はあれなんですけど、行革でこれだけ歳出を抑えてしているんだなあというところの方のほうが多いです。この中で検討してみますと、主に自主財源の確保、これが大きく見込み額の中で示してあると思うんです。また、その自主財源の説明の中には、少しこのこれだけの都市計画税の説明がありませんけれども、これ以外のこの書いてある税金で説明が足りていると思われませんか。その答弁をお願いします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、太子町新行政改革大綱の実施計画、これはホームページにも公表しておりますが、見ていただければ分かるんですが、財政基盤の強化の自主財源の確保といった表の中で29番目に書いておりますが、都市計画税等の導入という表現をしております。この中の具体的な取り組み内容としましては、都市計画税の導入を初め固定資産税の超過課税の適用など、施策展開に対応した新たな財源の確保を検討するということを書いております。したがって、これは22年で実施するという、金額的には実施のところで22年入っておりますが、これは最終的には実施とか検討、推進といった言葉の意味合いも明記させていただいております。したがって、この実施というのは、実施すればこうなるということであって、これはやはり太子町全体の中で考えていくべきことでございますので、担保的にその都市計画税を導入したらこうなりますが、これは22年度で実施しますという意味合いのものではござい

ません。したがって、この書いておりますのは、都市計画税の導入をするか、超過課税いくらかとかといった、いろんな財源の確保のための検討、それが行政改革ということでございますので、すべてを実施するといったことで始まってはおりません。そこらを理解をしていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 そうしますと、この都市計画税導入に当たりましては、住民も改めて含めて、議会にもいろんな資料を出していただきまして、その導入を図るということをお願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（北川嘉明） 以上で6番長谷川原司議員の一般質問は終わりました。

次、12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 町の選管に選挙妨害をされて出馬しました上田富夫でございます。

議長に申し上げますけれども、これからは何番議員ちゅうのはやめてほしいと思います。私は上田富夫という名前がついておりますので。何か、何番ちゅうのはどっかへ入れられたような感じがしますんで、何番はもうやめていただきたいと思います。初めにそれは言うときます。これ小さなことですけれども、議会の長い習慣みたいになっとなすけれども、やっぱり改革改革言よったら、言うんやったら、こんな小さなところでも手をつけていったらどうですかと思います。何か、傍聴者の方が聞いとられたら何やと、何番て何やというような感覚があると思いますんで、それは言うときます。

さて、順番を私は当初に環境問題と、それから太子苑の公図のことについて質問を通告しとったわけなんですけれども、地球温暖化については非常に調べよったら多岐にわたりますんで時間をかなりとると思いますんで、時間配分の都合から1番と2番と振りかえて質問をさせていただきたいと思います。

さて、昭和16年に太平洋戦争が始まりまして、我々子供の時に児童や生徒たちは、男

子はほとんど戦場へ赴いていきましたので、子供たちは貴重な労働力として勤労奉仕とか学徒動員に駆り出されました。昭和19年ごろからは軍需工場へなんかももう中学1年生、2年生ぐらいから駆り出されて、兵器の生産に携わり、女子は姫路で言うたら軍隊の被服工場へ皆行ったり、それから川西航空の飛行機をつくる工場へ皆行きました。そういった中で、姫路市は昭和20年6月に、私がおりましたところですけれども、川西航空機が爆撃されまして、周辺住民も含めて、あのときに340人余りの戦死者が、戦死というか、その爆撃によって亡くなりました。その後、1カ月たった後、7月にはB29の姫路の大空襲というのがありまして、姫路市の中心部はほとんど消滅しまして、約1万2,000戸の住宅が焼け、もう姫路市は一面焼け野原になったのを覚えております。それは姫路だけではなく。日本じゅうの都市のほとんどが焼け野原の廃墟になったということは皆さんご存じだと思います。

その後、食糧不足、資材不足、物価はもう本当に毎日毎日が上がり続け、今ガソリンが上がるとるちゅうような、そんな状態やなしに、きょうは10円やったもんがあしたは20円になり、あさってには40円になるような、そんな物価の状況が続いたんです。やみ市ができて、そういうようなことが走馬灯のように私は今浮かんでおるわけなんですけれども、そういった中で日本の国が焼け野原から復興してきたと、一生懸命頑張ってやってきた、そういう人たちが今老人になっておるわけなんです。

新たに頑張って、そういう復興の中から命がけで本当に自分の生活を築いてきたと。太子町にもそういう方々が新しい住居を求めて来られました。ですから、もともと1万そこそこの人口のところが今や3万4,000というような町になったわけなんです。私が言いたいのは、そういった本当にもうぼろぼろになるぐらい日本の復興のために働いてきたその老人たちに今国は後期高齢というような、非

常にこれは批判が出るとるわけなんですけれども、そういうことで国は対応しようとしとるわけなんです。

翻って太子町を見てみるんですね。その象徴的なのが太子苑なんです。太子苑のことは、私がいまだくよくよ言う必要もないですし、それからこの太子議会でも早急に解決するようにということで議会が議決して、町に早急に解決しなさいということを決議してからもうはや1年たちますね。それと、毎回、毎月の委員会でも早く解決しなさいよということは言ってきたわけなんです。

そこに住んでおられる方々、ほとんどがもう高齢者です。公図混乱とは、今さら私が申し上げるまでもないんですけれども、土地を購入して登記を済ませ、権利書を受け取ったにもかかわらず、その区画が実際にはどこにあるのかも分からない。完全に自分のものになっていない、いわば詐欺に遭ったような状況にあるわけなんです。それはご存じやと思うんです。それが公図混乱なんです。造成業者が土地をつぶす前に現況の地図を作成し、地番の正誤について法務局と検討した上で工事にかかるべきところ、これが行われていなかった。この業者は、ほかにも不正な行為があったということはご存じだと思います。監督すべき県や町及び法務局のチェックが不十分であったことが、これが混乱発生の大きな原因だと私は思います。

そこで、町長にお尋ねいたしますけれども、この太子苑の問題について、今まで取り組んでこられた経緯、経過と、今現在どう考えておられるのかについてお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） いみじくも先ほど上田議員さんのほうから戦争も踏まえたいろいろと説明があったところでございますが、この太子苑地区につきましては、やはり開発事業で業者が開発をし、そして売却したところでございますが、何分もう既にご承知のとおり三角図と一緒に、のり面をそのなり平面に落

として地図、その地域全体の総面積が足りない中でのあした混乱地域というようなことになっておると私は考えております。

それを今どうできるかと申しますと、やはりほぼすべての地権者の皆さんの同意を得てこれは解決をしていかなければいけないと、このように考えるところでございますが、今お住みになっている皆さん方、やはり居住権等々権利もございます。またある一方、土地もどこにあるか分からないという方もいらっしゃると思います。そうした中での対応。やはり今すべての皆さんの同意を得ながらこの事業は進めていかないとはいけないと考えるところでございまして、過去にもいろいろと私もこの太子苑については従事いたしましたんですが、地元また地権者の皆さんの同意が得られなかったというようなところで行き詰まったという思いでございます。

しかしながら、いつまでも放置しておくというのはいかがなものかというところで、太子苑の自治会の皆さんも一緒になって考えていこうというところで今事業を進め、解決策を見出そうというところで進めておるところでございまして、この問題についてはなかなか、1年が経過したからどれだけ進んだんだと言われますが、これは行政がどうでもいいからこういう方策でもってどんどん進めていくんだということは、これはできないと、このように考えております。やはりお互いの地元の皆さん、また住んでいらっしゃる地権者の皆さん等々とも十分に協議し、また合意を得ながら進めていく事業であると、このように考えております。

何十年という経緯、経過の中で、議会から先ほど指摘して行政にやれということをおっしゃられておりますが、やはり太子町、町行政だけでは、これは進む、やっていける事業ではないと、このように考えております。すべての機関がやはり歩調を合わせ、またその中で解決策を見出していかないとはいけないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 まずちょっと認識を聞いてみたんですけれども、すべての皆さんの同意とおっしゃいますけれども、100%の同意ちゅうようなもの、事業の中であり得ますか。町がやりよる事業、ほな全部100%の同意を得とんですか。例えば議会にたった16人しかおらへんけど、16人全部の合意を得て事業やってますか。そういう、私はへ理屈嫌なんでね。ほな、土地区画整理でも100%でられますか。100%やなかったらやってないんですか。耕地整理でもそうですわ。100%ですか。違うでしょ。それと、御津町、あつという間にやりましたな。現実、隣の町でやってますやないかいな。だから、やろと思えば私はやれると。いつでも長は車の両輪やというて、議会と行政は車の両輪というておっしゃいますけど、議会の総意でこの問題を解決しなさいよと言うとんです。

質問変えます。1つずつ質問しますからね。公図混乱がこの起きた原因について、私は私なりの意見を申しましたが、当局はどう考えておりますか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 地図混といいますか公図混乱につきましては、民間業者が住宅地造成法の法律によらずに順次開発していった、そのまま売却していった、その中で分筆等の錯誤が順次膨らんできたということと全体地域が地図混乱地域となっているというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 ということは、行政は全くかわってないと、民間が勝手にやったと、それでそのために公図混乱が起きたというふうな答弁やったと思うんですよ。それでよろしいですな。ということは、ずさんな業者がやったからああいうことになったんやと、後は知らんと、そっちのほうで住民解決しなさいと、そういうようなことやと思うんですけれども、実際あの工事、私は2日や3日でで

きなんだと思います。常識的に言うてかなり長い間かかって工事をやったと思うんですけれども、だれも行政の人はそれ気づかなんだんですか、あの工事、あんなことしようということ。それについてお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 当時のことは分かりませんけども、多分十分気づいて、工事やってること自体には認識はあったというふうには考えとります。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 正しい工事やと認識されたと思いますか。あんなむちゃくちゃなことやりよんなというふうな認識やったんと違うんですか。見て見んふりしとったん違うんですかな。当時のことは分からんというて、そんなふざけた話ないですよ。そんなこと言ったら、戦後、例えば原爆症の問題やったって、当時そんなもん、今当時の関係者生きとるはずないんやから。でも、国は国の責任でちゃんとしよるんやから。当時のことは知らんちゅうような、そんなばかげたあるかいな。行政ちゅうようなもんは、そんなもん継続したもんや。そんな変な答弁してもうたら困る。だから、1年も前から言うとりんやから。そやから、1年前から経緯経緯調べて、こういうことやというのを、そういうことを全然してくれてないんかいな、そしたら。もう一遍、再度質問します。あんな工事しよたらおかしいということが分からなんだんか言うとりんや。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほども言いましたように、旧住宅地造成法の法律にのっとってやられておりませんので、そこまで行政指導ができていたかどうかは分かりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 分からんで逃げるんかいな。調べてないんかいな。それとも分からん

のかいな。どっちじゃいな。調べた結果分からなんだということかいな。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） そこまでは、先ほども言いましたように住宅地造成法の枠外でございますので、町の指導は原則的には法律上はできないといった中でどういう対応とったかというのは聞いておりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 昭和39年やで、そやけど工事始めたん。後、42年、3年、もっとこっちまで工事かかっとなのやで。分かっとうやろ、それは。今の答弁は会議録にとどめときますわ。

公図混乱によって、それより前に地方自治法によって、町民の生命と財産を守ることが、これはもう私が一々言わんでも地方自治法の本旨ですわな。住民の生命と財産を守る。だから、あの公図の混乱によって住民の私は生命まで脅かされとると思うよ、本当に。もう、考えてみなはれ。80過ぎて自分の財産がまともに処分できへん、引き継ぎもできへんと、これぐらい不安なことないですよ。あんたら若いさかいそんなこと思わへんけど、分からんけどね。年寄りの気持ちになりなはれというのはそこなんですよ。ほんなら、財産について守ってますか。あれが瑕疵のない財産やと思われませんか。答弁求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 瑕疵があるかないかというのは、やはりいろいろ考え方がございまして、現実に住んでおられる方につきましては、やはりこれまで住んでおられたということで、特に現状住むにおいては瑕疵はないんじゃないかというふうには考えております。しかしながら、やはり土地を所有権がありながら持たれていない方につきましては問題があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 瑕疵ないんやな。ほしたら、税金、何であんな取り方しよんの。総務部長、100%何で取らんの、瑕疵がないんなら。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 瑕疵がないというよりも、やはり地図混乱というのは既成の事実でございます。したがって、その現場確認がなかなかできないという部分がございますので、税としては一応課税は台帳課税ということでございますので課税はしております。しかし、やはり個々にそういう自分の土地が確認できないという申し出によって課税の保留といった形もとらせていただいております。したがって、その固定資産そのものはあるという、存在してるといった中で課税はさせていただいております。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 それ、おかしいで。固定資産税があるということで課税してくんのかな。

いや、その価値に課税するんと違うんかいな。面積で課税するんかいな、固定資産というのは。

それと、95%、この根拠は、ほんなら。何でその5%というので。10%でも20%でもええんと違うんかいな。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、固定資産税につきましては台帳課税ということでございます。したがって、登記簿謄本にある部分につきましては課税をする、これが原則でございます。ただ、実態の分からない土地については、やはりそこは調整をする必要があるかと思っております。

次に、その95%の課税ということでございますが、これはあくまでその95%がいいかどうかということは、これ総務委員会のほうでも話をさせていただいた経緯がございますが、それは土地の課税に当たりまして評価をする必要がございます。そうした評価の中で不動

産鑑定士の意見を尊重させていただきまして、やはり混乱という行為を5%の減といった形でとらえて95という形の課税をしております。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、不動産鑑定士がどない言おうとそんなもん関係ないわ。不動産鑑定士が言うたさかいこないな課税するんやて、そんなもん理由にならん。ほな、不動産鑑定士はどないでこないせえ言うたんやな。その意見を言うてもらわな困るがな。だれそれが言うたさかいこないしたんやというような、そんなばかな答弁ないよ。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 土地の鑑定につきましては、やはりいろんな補正ケースがございます。そういった中で地図の混乱している分については実勢価格とのやはり開きがございます。それは一つの参考として、不動産鑑定士というのは、これは国で認められた資格を持っておりますので、当然町の職員ではそういった専門知識がございません。したがって、そういった意見を採用して、させていただいております。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、鑑定士の仕組みぐらい教えてもらわいでも分かつうけどやな。だけど、いわゆる不動産がまともに評価できへんから5%引いとこうという話やる。ほんまの評価というのは5%ぐらいか。現実調査してみたか、あんた方は。あそこの評価が周辺と比べてどれくらい評価が違うんやということを調査してみとるか。調査してみた結果、なるほど鑑定士もこない言うとなると、現況もこうやということで5%ということを決めたんなら私は分かる。実態調査してるか、そやけど。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 5%の部分につきましては、税務のほうにそういう資料が出ておりますが、私ここに手持ち資料がございませんので具体的な説明はできません。しか

しながら、土地の鑑定につきましては、あくまで個々の土地の鑑定ではなく、その路線によってまず基本的には鑑定が入ります。したがって、個々の補正につきましては部分は、面積、奥行長大とか、そういった部分で行うものでありまして、道路形態によって、路線価格によって当然まず土地の資産税の価値が決まってくと。その中で地図混乱ということの考慮が5%ということ聞いております。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 そんな、ようそないなええかげんな答弁すんなあ、そやけど。何でも言うたらええというものと違うで。そんなもんあんた、税の、もともと、そんなもんおまえ、税をまともにかけんということ自体がおかしい。そっから話は出とんじゃから。だから、ほいで瑕疵はないと。瑕疵はないけど混乱しとるさかいに税はあうするんやというたら、何やわけの分からんようなこと言うたら、話はきちと筋通してもらわな困るのや。これはそやけど、こう押し合いになるから、また委員会でやりますけども、もうちょっと実態について、これだけ1年間も長いこと時間かけて委員会で毎月やりとりしよんやから、もっと真剣に取り組んでももらわな困る。そやから、はなから解決する気がないからええかげんなことで聞いとるん違うかなあ。我々が質問しても、あんた方のほうからこれはどうやというような質問返ってきたことないんやな。本来真剣にやるんやったら、お互いにもっと意見の交換というのがあるはずなんやけども、今聞いてみたって全然そういうのは出てこないと。

あと、昭和63年、この件について、前大村町長が解消するという地域でおっしゃってましたね。平成3年に具体的に少し動いたということを私はお聞きしとうわけなんですけれども、その後町長がかわりまして、今首藤町長ですけど、大村町長の遺志を継ぐという、そういうつもりはない、この件についてそういうことはないですか。当初、大村町長

が急遽病気で亡くなられたときに、前の町長の遺志を継いで私は行政やるんやというようにたしか私は選挙のときに聞いたと思うんですけども、いかがでしょうか。この件についても大村町長はやるということで具体的に少し動かれよったんですけれども、それはご存じないですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 議員さんおっしゃることは本当に素晴らしいことであると思います。そうしたご指導等々もよろしくお願いいたします。

私自身も、本当にその太子苑に地図混乱地域に住まわれている皆さん方のお気持ちというのは十二分に分かっております。前大村町長の件もおっしゃいました。私も、そうした中でこの地域にかかわりを持った一人でございますが、なかなか前に進まないというのが現状でございます。私も、こうした職に座らせていただきながら、町内の一人ひとりの皆さんの気持ちは十分に分かっているつもりでございますが、しかしそれをどうこうするというのは、これは勝手にできないというのが、これは当然のことではございます。やはり、そうした中で適切妥当な手法でもって対策を講じていかなければいけない。その中に、やはりすべてが円満にいくかということ、私はそれは難しいんじゃないかと、このように思いますが、しかしやはり利権も絡んできます。いろいろな問題が発生します。その中で対応でございますので、以前にも申し上げましたが、1年たったからどうなったんだと言われますと、なかなか前へ進まないというのが現状であろうと、このように思います。いろいろと私も耳にいたしております。法務局の方ともお話をさせていただきます。しかしながら、そうした中での対応、最終的にそしたらどういう痛みがあるかということ、お互い今一番頭を痛めていらっしゃる皆さんといいますと、全くどこに土地がここで、場所も分からないという方もございます。逆に居住されている住民の皆さんもいらっしゃい

ますが、果たしてそれが自分のものであるかどうかということを考えますと、今おっしゃいましたように、年もだんだんいく中で大変な心労であろうと、このように思いますが、抜本的にそうかといって今すぐに解決が行政でできるかということ、これは難しい問題であろうと、このように思います。しかし、これを放置するのではなくして、前向きにいろいろとご相談を受けながら取り組みをしていきたいと、このように思います。また、そうした一気に解決ができるようないい案があるのであれば私どものほうにご指導を賜りたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 町長のそういうお考えでやられるということを私は大いに歓迎するものですけれども、ただちょっと心配しておりますのは、最近の富岡部長の言動なんです。当初はかなり積極的な話であったんですけども、最近はどうも後ろ向きといえますか、自治会との関係とか、自治会が入らんとどうこうやというような話が出たり、法務局がどうやというような話が出て、どっちや、何かあさってのほうから進めるんやとか、どうも話が後退するような私は気がしてますんで、つきょうも力が入ったわけなんですけれども。御津町のことで、もう自治会なんか関係ないと、あくまでもやっぱり地権者の問題やから。ただ、自治会と仲よくして応援をしていただくということは、そら大いに結構な話やけども、自治会が「うん」言わなんだらあの太子苑の問題は前へ進まんのやというような富岡部長の答弁が出てくるものですから、私はそれはそうやないんと違うかというふうに思うわけなんです。私の、そしたら提案します。

1つは、今富岡部長一人で取り組んでおられるように思うんですけれども、他に職員を配置して、もう少し事業の進捗を図ってほしいというのが1つ。

それから、御津町の例が私は非常に参考に

なるわけなので、一度その御津町にかかわってこられた方々と話し合ってみるということも大事なことやと思うんです。御津とも、この間まではもうほんまに兄弟以上のつき合いしとったんですからね、太子町とは。そやから、遠く離れたとこの人の話じゃないんですから、そういうこともひとつやっていただきたいと。

議会も、これは解決するようにということで、これはもう全員の総意で申し上げておるんで、議会と、それから地権者の方々と、それから当局と、これ3人、こう3つ寄って研究会みたいなもんを立ち上げて、そこでいろいろ意見の交換をするというようなことも私は必要やと思うんですけれども、以上3つの提案をさせていただきたいんですけれども、感想をお聞かせいただけますか。やるやらんとか、どういふとかというのは、そらまた後の話ですけど、私今急に提案したんで即答というのはどうかと思うんですけれども、もし感想があればお答えいただけますか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど、今考えたことを質問したとおっしゃいましたが、一般質問、通告制の中でたくさんのご質問をちょうだいいたしております。それは一言言っておきます。

1番、1点目の職員の問題、これは富岡部長が一人携わってるというようなことはございません。その担当課もちゃんと決めて、職員も専従ではございませんが対応をしております。その点、この議場で答弁するのはやはり富岡部長が答弁いたしておりますが、そうしたところは十分ご理解をお願いしたいと思います。

また、2点目の御津の件でございます。私も、この御津、それから稲美、そうした地図混乱地域の状況等もいろいろと勉強をしに行かせていただきました。やはり、それぞれの地図混乱地域の状態、状況、いろいろな条件がございます。そうした中での対応でございまして、また先ほど自治会という言葉が妥当で

あるかどうか、いろいろと私も思いますが、やはり1番は自治会というよりも地権者の皆さんということで、今後はそうした、しかしやはりまとまるということになると自治会という言葉も必要なときも場合もございますので、その点はご了解をお願いしたいと思います。

そして3点目、3者での解決策、やはりそうしたものもしっかりとした道といえますか路線を引いて話し合いをしていかなければいけないと、このように考えるところでございまして、言いたいことを言い合うのであれば、これは私はいかがなものかなと、このように考えるところでございまして、そうした面は十分考えながら今後進めていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 それでは、太子苑の地図混についてはこの程度で、次に進みます。

2番目については、地球の温暖化についてですけれども、本年7月には日本がホスト国となってG8サミットが北海道の洞爺湖で開催されます。2020年までに20から30%の目標達成のためにどうするかということが話し合われるわけですが、いわゆる化石燃料の依存型、あるいは資源の大量消費、大量廃棄物のこれまでの社会の構造からの変革を求められると思います。また、そうしなければならぬと思っております。

そこで、太子町としても、できることから目標を定め、地球温暖化対策を推進する必要性がますます大きくなってきていると思うんです。そういった面で、私は平成19年、それから平成20年度の町長の施政方針の中で地球環境についてどう触れておられるかということ再度読み直してみたわけなんですけれども、一行も書いておられません。1997年に採択されました京都議定書、それからさらに2002年には同法の改正で、地域全体の総合的かつ計画的な対策を策定、実施するよう努めることということが新たに要望され、法律が

改正されたわけなんですけれども。

そこで、お尋ねするわけなんですけれども、太子町としては地域の実情を公表することも義務づけられておりますね、その法律では。太子町の現状について、この温暖化対策についての数値目標とか現況の数値を具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 太子町みずからが行う削減ということで実行計画書の策定、公表が法の規定によって義務づけられているところでございますが、今般新たな計画期間が始まっておりまして、その削減目標につきましては5年後、基準排出量から2%以上の削減という数値でもって公表をするということでございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、5年後というて、そんなこと言わんと、今の現況の数値は幾らですか言うた。それから、これだけ5年後には、例えば10から2引いたら8になりますよということを聞いてますんで、5年後どないなります、努力目標どないなりますというて、そんなことは聞いてませんので、ひとつ質問に対して的確に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） これは太子町内のことでございますが、太子町の公共施設におきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律、これによりまして町内施設における実行計画を平成15年7月に策定しております。これは5年間で7%の増加に抑える、これは14年を基準にしまして順次増加しておりましたので、この5年間で7%の増加に抑えるという抑制目標を立てております。そして、実績としましては、14年と比較しまして1.78%の削減といった形になっております。そして、新たに温暖化防止実行計画としまして、20年度の5月に策定をいたしまして、削減目標期間を5年間ということにしております。そして、その基準排出量というのは、

19年度を基本にいたしまして2%以上削減するという目標設定でもって現在太子町内公共施設におきましてはすべてしております。そして、毎年その分を太子町のホームページに公表しておりますので、数値的にはそれを見ていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 目標値を大きくクリアしていないということなんですけれども、原因についてお尋ねします。なぜこれだけ目標に達しなかったということはどこに原因があったと思われますか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 目標値を大きく達成してないということではございません。平成14年の基準におきまして5年間、平成19年度におきましては1.78%の減、これは14年を基準にしまして順次地球温暖化の数値が増加しておりました。その増加率を5年間で7%に、14年を基準にしまして7%抑えるということでしたが、逆に1.78%の削減であったということですので、大きく目標数値を上回ったということでございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 ああ、失礼をいたしました。そういうことで、そうするとある種、町の場合は順調にといいますか行っておるということで安心をいたしました。

そこで、これからいろんな自治体で今新しい条例をつくって、できるだけ地球温暖化に対してのCO<sub>2</sub>の排出とか、そういうことについて条例で規制していこうというような動きが全国的に今広まっておるわけなんですけれども、私もそれはいいことやと思うんですけれども、本町においてはそういう計画といえますか、そういうのはありませんか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 条例化という行政体もでございます。しかし、私自身、条例とかそういう縛り縛りでいくのもいかなものかなと、このように考えるところでございまし

て、やはりこうした今世界的にも大きな問題を醸し出しております。その中で一人ひとりが気をつけるというようなことでこの問題は取り組まなければいけないという思いでございます。きょうの朝テレビを見ておりましたが、掃除機をちょっと回転さすだけで何カロリーの効果があるんだというようなことも、ちょっと数字は忘れましたが言っておりました。やはり、この問題はそうしたことじゃなくして、お互いが気をつけ合おうという気持ちで私はクリアするべきであろうと。最終的にそうしたことが進まなければ、またそういう方策も考えていかなければいけないと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、理想を言やそうなんです。ところが、そういかないというのが世の中なんです。何でも自分が気をつけてやりゃあ交通事故もないし、警察も要らんし、豚箱へ入るやつは一人もおらんしね。そういかんから、やっぱりどっかである種こういうことをみんなで守りましょうというのが条例ですからね。何も規制せえ、これはあかんとかええとかというのが条例だけじゃないんで。

そしたら、それはそれとしてお尋ねしますけれども、町として省エネについてどんなことがそしたら具体的に考えられますか。考えられることがあったらちょっと紹介してください。こういうことをやったらとか、こういうことをやろうと思うととか、こういうことを今実際やりよんやということがありましたら紹介してください。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 省エネと申しますと多岐にわたろうかと思いますが、すぐさま全部が出てまいりません。よく言われておりますのが、やはり室内温度の設定を1度上げ下げといいますが、そういった問題とか、照明器具の白熱から蛍光灯へといった製品の係る部分等がございます。もちろん我々

の仕事ももうノー残業デー、あるいは服装にしましてもエコスタイルといったようなことがほぼ定着をしてきておるのではないかなというふうに思います。それ以外にも、それぞれ住民の皆さんの日常生活におきましては、これまでも町報とかで啓発啓蒙させていただいた内容となってくるわけですが、おふろのお湯の利用の方法とか、そういったところが今すぐ浮かんでくるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 私、通告で地球温暖化防止対策としてこれからどう取り組んでいくのかということを通告してますね。私は、少なくとも5つや10ぐらいは、こんなことを計画しとんやというて、ちょっと資料でも配ってもらえるのか、それともすらすらというてもらえるんか思いよったら、急に言われたら分からんちゅうようなことを言われたら困るんやけど。私ここへ書いとるだけでも11あるんですわ。11全部紹介すんのも何ですから、例えばエコバッグ、太子町やってません。よそは買いもんに行ったらもう袋出しませんわな。太子町まだ出しますよ、ここのスーパー行ったら。しかし、相生、上郡行ったらもう出せん。どうでも要る人は5円出しなさい。マイバッグ運動というやつを、それは町が音頭とってやってましたんや、行政が。その店が音頭とつとる、店も音頭というか、共催はしてますけども、行政が商店と共同でそういうイベント的にやってますね。この間も上郡行ったら、町長以下が出ていって、ほであそこの商店の前でちょっとイベント的に皆さんに省エネでこういうことを5月1日からやりますというてアピールしてました。そういうことが私はやっぱり、個人個人の責任や言うてしもうたら、それはそれなんですけれども、私はそうではないと思うんですよ。それやったら、税金払うて行政に物頼まんなんことなくなってくるわけなんや。もっと税金まけてもうて、みんな自分らでやりま

ひょかという話になると思うんです。

それから、すぐできることというたら、よそで、京都ですか、てんぷら油、これが下水流されて下水処理場で困ると。てんぷら油を全町的に回収して、それでディーゼルエンジンにして、行政の車をディーゼル車をそれで賄うとるといようなことも、これはテレビでも言ってますけれども、こういうふうなのは私は非常に町域の狭い、人口密度の高い太子町なんかには非常に当てはまるんじゃないかと。ばらばらのを山奥までてんぷら油回収しに行くというたら大変やけども、太子町の場合は非常にこういう運動がなじむんじゃないかと思ったりするわけなんです。

ほかに、例えば町の学校の教育の一環として、子供たちにいわゆる地球温暖化と、それを守るためにはどうしなければならないかという学習を必ず学校の教育の一環としてやらせておるといところもあります。

こう10ほどあるんですけれども、もっと真剣に取り組んでもらわんといけないと思いますけれども、時間が来ましたのでこの辺でおります。終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で議席12番上田富夫議員の一般質問は終わりました。

次に、議席3番中島貞次議員。

○中島貞次議員 3番公明党中島貞次、通告に従って質問いたします。

本日は障害者福祉について当局の考えを聞くと同時に要望についても的確な答弁をお願いいたします。

一昨年、平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行されました。その第2条には市町村の責務が説かれております。市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有すると。

1つ、障害者がみずから選択した場所に居住し、または障害者もしくは障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所、そのほ

かの職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関、そのほかの関係機関との密接な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

2つ目として、障害者等の福祉に関し必要な情報の提供を行い並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い並びにこれらに付随する業務を行うと。

3番目として、意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること。障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと。そのほか、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことと法律であるわけです。

これが太子町、町の行政にとっての責務、大事な任務ではないかと、そういうふう考えております。ところが、この法律については全国的にもいろんな批判等もあって、不平不満もよく耳にします。しかしながら、今日の障害者に対する社会的な理解は進んで、施設の整備及び発達障害者支援法の制定とか特別支援教育、あるいは勤労移行支援等、支援の整備がいろいろ整ってきたのも事実であります。しかし、障害者は各人各様さまざまな状況にあります。十人十色というよりも百人百色というふうな現状ではないかと思えます。行政としても、障害者個人個人に合わせた施策が当然必要であります。また、障害者自身、保護者等が安心して暮らせるようなまちづくりが望まれます。

現在、太子町では身体障害者の方の一つの事例として869例あります。これはどういうことかといいますと、当局はご存じかと思いますが、身体障害者というのは肢体不自由児とか聴覚障害とか視覚障害とかあります。それから、その障害の程度によって1級から7級までありまして、それが869あると。当然、これは人数ではありません。その中には重複、視覚もあり聴覚も重なってというふう

な場合もありますんで実人数ではありませんが、869例あるということです。

また、知的障害の方、これ療育手帳を交付されている方が194人おられます。精神障害の方、これ精神手帳を交付されている人数ですが、59人となっております。これが現在社会福祉課で分かる実態であります。

このような実態の中で、現在太子町の身体障害者福祉協会では308名、太子町手をつなぐ親の会に49名の方がそれぞれ自立と参加と生きがいを目的に活動されております。これは3月31日現在です。しかし、先ほども述べましたが、社会的にも弱い立場である方々であり、幾ら自立支援法が成立したといっても、町がいろいろなサービスをしていき、かつそのサービスをいかに利用するかが大事になってくると思います。

そこで、第1点目としてお聞きしますが、町として障害者の方に対して具体的にどのような支援事業を現在行っているのかと。そして、それが障害者の方にとって満足のものなのかについて質問します。

次に、障害者に対する各種サービスを提供するのは大変結構なことなんですが、ここで問題点が1つあると思うわけであります。それは、障害者に対するいろんな制度、サービスをいかに利用するかが問題になってきます。現状としては、ごく一部の人は利用できても、多くの方は十分な活用をしていないという声も聞きます。

そこで、提案ですが、障害者に対する相談窓口をぜひつくってほしいということであります。月に1回でもいいし、定期的に気軽に相談できる窓口をぜひともお願いしたいと。障害者自身または保護者が日ごろの困っていることや、あるいは介護、あるいは各種制度の利用について相談できる場をぜひともつくっていただきたいと、そういう要望も聞いております。

町では現在、法律相談あるいは人権相談を毎月定期的に行っておられます。特に法律相談については非常に人気があると、相談者が

多いというふうにも聞いております。そういう形で障害者福祉に関するそういう相談窓口をぜひともつくってほしいと。当然これには専門の方、障害者の方の親だけで、そうやなしに、そういう施設の専門員とか、そういう専門の方を配置していただきたいと。それには当然費用がかかって予算的に厳しいかとは思いますが、これは切実な障害者の方の保護者の願いでありますので、その辺ひとつ考えていただきたいということです。

そして最後に、障害者あるいはその保護者等と直接会う機会をつくってほしいということであります。町の中で、町長自身とか、あるいは部長自身とか、ちょくちょく保護者の方と会われるかもしれませんが、障害者ご自身の方と直接会う場、話し合う場、現状はどうなのかというふうな、そういう場をつくっていただきたいと。現在、町の施策として、各自治会を町長みずから先頭に立って職員とともに回っているまちづくりの集いというのがありますけれども、そのような形で年に数回、障害者あるいはその保護者と直接町長みずから会い、いろんな話や要望などを聞く機会を持つべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

特に障害者福祉の充実を願うならば直接会って話をすると。心と心が触れ合う中で、障害者及びその保護者の痛みが分かるというものであります。私自身も障害を持つ妹がおります。家族の苦勞、特に母親の苦勞は大変なものがあると、そばで見えていても分かりません。特に将来への不安、当然年齢から見ますと親が先に亡くなるケースが多いと思います。そのときに、後に残された子供に対する心配など不安の種は尽きません。そういうふうに思っていることを町長みずから先頭になって話を聞く場をぜひともつくっていただきたいと思いますが、それについてのお考えをお聞かせ願いたい。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目のお尋ねでございますが、具体的なサービス、支援策についてのお尋ねであったかと思いますが、具体的な施策といたしましては、もうご承知のとおり法によって定められております法定サービスの分野がございます。介護給付事業としましては、居宅介護を初めデイサービス、生活介護、短期入所、療養入所等々の各サービスは実施をしておりますのでございます。

また、訓練等給付事業の分野がございますが、これにつきましても自立訓練、それから就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助の各サービスの実施をしており、さらに自立支援医療、それから補装具費の支給といった法の法定サービスを行っておりますのでございます。

一方、地域生活支援事業の分野でございますが、これについては移動支援、また日中一時支援、相談支援、日常生活用具の給付、手話奉仕員の派遣、社会参加事業等の各サービスの実施をしておりますのでございます。そのサービス以外にも、小規模作業所等への補助金制度、また交付金制度、それから福祉年金、また重度心身障害者介護手当、特別障害者手当等の手当支給といった面も行っておりますのでございます。

それで、それらが障害者の方にとって満足がいくのかどうかというお尋ねでございましたんですが、現在町内では障害者福祉サービスを提供しております事業者というのが3事業者ございまして、それらの3事業者の数を見ますと、必ずしも必要とされるサービスがこの町内事業者だけで充足をしておりますところはあるに、考えにくい部分がございますので、そういった面からご満足がいつてくるかどうかというのは、こうだと言える分野がございません。そういった社会資源の不足といったような現状から近隣市町の事業者をご利用されておられるというのが現状ではないかなあというふうに思っております。

それから、そういったご満足がいくかとい

ったところで、本町のほうにそういった声が届いておるかといった面も考えてみましたら、やはり他市町村とのサービスの比較がされるところがあるのかなあと思っております。特に自治体の規模にもよましてサービスの俗に言います濃さといいますかボリュームというのがそれぞれ異なっておりますので、やはりサービスのボリュームが多いところと比較をされた場合につきましては、やはり若干のご不満があるんじゃないかなあというふうに思っております。

以上、2点につきましては私のほうからご答弁させていただきました。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 3点目の件でございます。町長が出ていって話を聞く機会といいですか、そういうあれをつくってほしいということでございますが、いろいろなそういう会がございます。福祉関係でも相当ございますが、私自身できるだけ総会とか、そういう面には出させていただいておるつもりでございます。そして、その中でお話も聞かせていただいているのが現状であろうと、このように思うところでございますが、やはり先方さんにしましたら別にそういう日をつくってほしいということかも分かりませんし、体があいておれば私自身はそうした話し合いはやるべきだなあと、このように考えております。

ついせんだっても、これはちょっとご質問とは違いますが、傷痍軍人会ですね。傷痍軍人会、それから妻の会というのがあるんですが、今も活動はされております。やはり、そこで会員さんが増えるということはございませんわね。傷痍軍人さんです。そしたら、だんだん少なくなってしまうというようなことで、もう町の補助はこれからは遠慮すると。そして、やはりもう少し少ない人数でも会だけは守っていきなという話もされておりました。

その中で、きょうは傍聴人もお見えになってるんですが、ついせんだっては私も仕事で行かせていただいて、その帰りにちょっとお

茶を飲みながらということでお話しさせてもらったケースもございます。そうしたかたい場じゃなくして、何となしに言いやすい雰囲気、雰囲気づくりも必要ではないかなあと。会議方式でやるのは、やはりなかなか形式的な流れにというんですか、そういうことになりますんで、そうしたところも気をつけて、私自身はそうした面は大いにさせていただきたいと、このように思っております。

先ほども、この質問を受けてちょっと私もぼっとこなんだんですが、2期目させていただいたときに、月1回、第何週の、火曜日の午後だったと思うんですが、町長室を開放しようというようなことで、それぞれお越しいただいて結構ですと。その前に、事前にちょっと通告をお願いしたいということでやっておりまして、恐らく4件ぐらいでしたか、それからだんだんともうなくなってしまっていて、今現在壊滅状態というようなことになっております。また一度そういうことも復活して、調整はさせていただきたいと思えます。そうしたご意見いろいろと聞かせていただき、それぞれの会、また町民の皆さんのご要望にもこたえていきたいなと、このように思います。ありがとうございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 申しわけございません。1点答弁が抜けておりまして、今気がつきまして、申しわけございません。相談窓口のご要望の件でございまして、大事な件が抜けておりました。これまで社会福祉課の窓口が俗に言います総合相談窓口でございまして、開庁日終日相談という体制で臨んでおります。また、別には社会福祉協議会のほうでも相談窓口を設けられておりまして、社会福祉協議会におきましては奇数月の第3週だったと思うんですが、専門の相談員がお越しになって相談をされておるとというのが現状でございます。

中島議員さんのご指摘のとおり、やはりいかに利用するかと、サービスを利用するかというのが障害者の方、またご家族の方の一番

の願いだというご指摘のとおりだと思います。私どもも、やはり職員が資質の向上を図りまして、まさに介護保険で言いますケアマネジャーのもう役割を果たしていかないことにはそのお答えすることができないという観点に立っておりまして、日々その資質向上に励んでおると。ご提案では月1回でも相談窓口をとということでございますが、今のところは職員で、いつでも相談というところでのスタンスで構えておるところですが、中島議員の声といたしますか、障害者の方の声といたしますか、今お聞きをいたしまして、そういった方法につきましても担当課を交えて検討したいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今ご答弁いただいた中でちょっと整理してみますと、まず障害者の方及び保護者の方が満足できているかどうかの声を聞く場が今までも一つなかったということがやっぱり明確になったと思います。そのためにも相談窓口というか、そういうのを利用すると。例えば今の現状ですと、ただ役場の中に社会福祉課がある、それだけなんです。例えば一つでも大きく看板掲げると。何でも聞いてくださいというような、そういう看板というんか、そういうアピールするものがなければ、いざ何かあったときにどこへ相談に行けばええんやというのが、そういう役場の仕組みが分からなければ分からないという場合が出てくると思います。要は、ふだんよく利用している方は、ああ、こういうことがあれば社会福祉課で聞けばええんやなど、あるいはさわやか健康課でも介護のことやってますから、そちらへ聞けばええんやなどというのは分かりますけれども、もっと全面に相談窓口というふうなアピールをするものがやっぱり広報等でもあってもええんではないかなという気がします。

それと、あと私が希望するのは、相談員と

いうのはあくまでもプロフェッショナルの方が  
必要だなと考えております。さわやか健康  
課でやられているのは、親の会の会長さんみ  
ずからが相談者になっておられるというよう  
なことを聞いておりますが、その方もお忙し  
い方なんですけれども、そういうスペシャリ  
スト、どっかの施設の実際に働いてる職員で  
そういう専門的な知識のある方、あるいは町  
の職員でもそういう一人の方でもいいです  
から、そういう専門的な知識を持つ方、介護、  
障害者、福祉全般にわたって何でもできる、  
そういう方を相談員として据えつけてほしい  
というのが一つの願いであります。それにつ  
いていかがですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 冒頭、自立支  
援法の市町村の責務ということで中島議員さ  
んのほうからご紹介があったわけですが、  
それらを一言で申しますと、もう今申し  
ました相談業務といいですか、相談窓口に集  
約をされると言っても過言ではないかなあ  
というふうに思っておりますので、今ご提案  
と申しますかご指摘のあった部分につきま  
しては、やはりスペシャリストと申しますの  
が必要でございますので、先ほど答弁申し  
上げたように、やはり全般にマネジメントと  
申しますか、コンダクターのようなやはり  
人物と申しますか職員が必要でございます  
ので、その基本的部分についてはもうその  
姿勢で臨んでおりますし、日夜その担当  
職員の資質の向上を図るということで臨  
んでおりますので、それでどうしても足ら  
んではないかということであれば、やはり  
そういったところ、部分につきましても  
考えなければならないかなという今の  
感じで思っておるということでございま  
す。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 今部長が答弁した  
とおりでございますが、これも難しいん  
ですよ。月に1回、その専門的な人。そ  
したら、そういう人をまたお願いするの  
に、最近特に

やはりある程度日数は詰めて嘱託員的な  
扱い方、待遇、そういうことも言われて  
るときもございまして、週1回、月1回  
というような変則的な雇用、なかなか  
難しいと思うところでございますが、  
ついせんだって副町長とも相談はさ  
せていただきました。最近は嘱託とか  
パート的な面でのお願いであればやり  
やすいんですが、週1回、月1回とい  
うとちょっとどうかということも言  
われております。しかしながら、そこ  
らは広域的な考え方で、県も含めた、  
先ほどの第3週の障害者相談的な考  
え方で、そうした部門的な、障害の  
それぞれの分野でのすべてのご相談に  
乗れるというようなことも、方も一  
度考えてみる必要があるのではない  
かなというところで副町長とも相談  
させていただきました。何分、難しい  
問題であります。それぞれの一つの  
障害を、同じ障害を持たれておても  
個々のに違いますしね。本当に深く  
入っていきけるかどうかということ  
も考えなければいけません。そう  
したところは十分に検討させていただ  
きたいなと。早急にできるか、恐ら  
く難しいんじゃないかと思いま  
すが、先ほど申し上げましたよう  
に、人員的にも広域的な考え方で  
何とかならないか一度検討してみ  
たいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 その件についてまた  
よろしくをお願いします。

それとあと、部長にはお願いしたい  
んですが、今職員の方にそういう専  
門の教育とか、幅広い知識を持っ  
ていただく、障害者に関してです  
ね。ということで、例えば私の母  
親なんか言いますのは、姫路市で  
すけども、太子町とは違うんです  
けど、姫路市におるんですけども、  
何も言うてくれへんと、こっち  
が申請して手続してやっと初めて  
動いてくれたとかというふうな  
実態もありますんで、太子町は  
そういうことはないと思いま  
すけれども、特にそういう障害  
者一人ひとりに対して、もう  
名前を見たら相手が分かって、  
この

人は、ああ、こんな人やというぐらいまで職員の方が分かるぐらいにやっぱりいろいろ気を配っていただきたいなあというのが一つの思いです。

そして次、もう一つは、今の要望ですけども、町長との懇談のあり方なんですけれども、これは何も私は、何もといいますか、私の願いとしては、要はひざ詰めの話ができたらいいなあと。大勢と話をするというよりも、ひざ詰めといいますか、畳の上で話をし合うと。町長自身心の広い人ですから、何でも聞いてあげるよというふうな心構えで、そういう場を持っていただきたいというのが一つの願いです。先ほども町長室開放という話もありましたし、それもやっぱりどんどんアピールを、これも一つの広報宣伝の仕方もあると思うんですけれども、気を長く持ってやっぱり宣伝していくというのも一つの方法だと思うんですね。最初のうちちょっとあれ効果が、効果というんか効き目がなかったなというても、やっぱり持続していくというのが一つの、この前の講演会でもありましたけれども、一つ一つ小さなことでも持続してやっていくというのが一つの大きな結果になるというふうにこの前の方言われてました。そういう意味で、そういう場をぜひとも持っていただきたいということです。

そういうことで以上要望と、いろいろお聞きいただいたと思いますので、今後とも障害者というのは社会の中にあって差別はされず、差別というんか、そういう言葉を使うとあれですけども、弱い立場にある方たちがほとんどであります。そういう意味で、これを助けるのは親一人が助けるのではない、多くの周りの方の助けもあったり、あるいは行政からのサービス、助けがあったりして自立して生きて生活することができるわけですから、今後とも障害者に対する支援、施策をよろしくお願いしたいと。きょう当局から述べていただいた意見をぜひとも実現の方向へ向かってよろしくお願いしたいと、そのように思いまして、以上で質問終わります。ありが

とうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で議席3番中島貞次議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後1時00分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次、議席5番服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、失礼いたします。通告に従いまして、太子苑地図混乱についてどのように具体的に解決しようとされるかについてお尋ねをいたします。

これまで総務常任委員会において約1年間、太子苑地図混乱についてどのように解決しようとされるのかについて聞いてきましたが、勉強中であるのとかが、よく勉強してからとか、ばたばたしていて先月からの進捗はほとんどありませんという言い方を経済建設部長から何度となく聞いてきました。何度も聞いてきましたので、いいかげんこちらで具体策、具体的時期についてお聞かせを願いたいと思います。

経済建設部長は当初は、産業経済課の地籍調査の職員を担当にして、専従ではないが資料を見せている、産業経済課を窓口にすると答えられていましたが、現在では、一人でやっている、一人のほう動きやすいと答えられています。私が委員会で、部長あと2年ほどで定年でしょう、その後はどうなるのかとお伺いしたところ、申し送りをするということでありました。しかし、今の時点から部下に指示を出して一緒に仕事をさせておかないと、定年の時期にこうだよと書類を次の方に渡しただけではそう簡単に引き継ぎもできないのではないかと思います。部長は、調べるにはなかなか時間がかかる、だから先月からなかなか進捗していない、具体策は勉強してからと毎月の常任委員会では答えられているのに、日ごろから部下と仕事をしていな

いのに定年時期にそう簡単にうまく引き継ぎができるのでしょうか、まずお尋ねをいたします。

2点目ですが、これまで当局は太子苑の課税保留の土地は7筆あると答えてきました。(東南664 - 1、畑26平米、東南693、畑42平米、東南706、畑62平米、東出306 - 207、宅地131.10平米、東出306 - 277、宅地33.17平米、東南737 - 144、宅地77.39平米、東南977 - 3、雑種地423平米の7筆)。5月の総務常任委員会で地番図(資料2)の提出を求め、私が提出した資料(資料1)の番地について課税がなされているかをお伺いしたところ、担当課長からは、きょう午後1時ごろ資料をいただいたばかりですべては確認できていないがほぼ課税してるという趣旨の答弁がありました。これらの土地は実際に現況として確認できるのか、現況としてないのはいかかと問うたところ、その土地があるかないか、どこにあるか分からないが、課税明細を送っていても土地所有者が何も言わない、税金は納められており問題ないとする趣旨の答弁がございました。

これまで当局は課税について現況課税主義と答えていました。しかるに、5月の委員会では、私が尋ねた土地について課税しているのか、これは現況として存在するのかと問うたところ、台帳課税主義であり、台帳に基づいて課税していると答えられました。課税について本人が申請しないからといって明らかに疑問のある土地について長年税を取り続けていることは問題であると思います。

当局には土地台帳もあり、それをべらべらっと紙を繰ってみただけでも山林、どこにこの山林あるのかなとすぐに疑問がわくのが当たり前であり、私はそれを見た際にそう思いました。なぜ町当局は分からないのであろう、いや、分かった上で課税しているのだらうかと疑問の念がわきました。普通分かるわけであり、当局が現況として何番地に山林があるかないかは、普通常識的に見てそういうものが現況では確認できないということは当

局は分かっている。分かっているとすれば、よっぽど目をつぶって仕事をしているとしか言えないと判断せざるを得ません。

例として、資料3の例えば山林306 - 40、306 - 41、306 - 42、306 - 47の土地は、ほかにも挙げたらあるのですが、とりあえずこの地番を例にして今話を進めたいと思います。資料1では白抜きの三角をつけた地番がありますが、これは現況から見て確認できないと判断いたしますが、当局はどこにあるか分からないからあくまで本人から申し出がない限り本人に聞くつもりなく課税し続けるというおつもりかどうか、お答えをいただきたいと思います。

3点目の質問です。5月の総務常任委員会で私が示した地番が町道域に含まれてしまっている可能性が高いと指摘したわけですが、当局は、それはどうか分からない、どこにあるのか分からないから地図混乱なのだと回答された点について詰めたいと思います。

資料4 - 1と4 - 2をごらんいただきたいと思います。資料4 - 1と4 - 2の字限図は、資料4 - 1は今の国道179号線側からの字限図であり、資料4 - 2は今の山の上から下側へのほうにある、その方向の字限図であります。資料4 - 1の地番698 - 2、705 - 1、706、707、708の土地は資料4 - 2や4 - 3(現況)と重ね合わせ、現況の町道となっていることを重ね合わせて判断すると、町道の中に含まれてしまっていると考えざるを得ないと思いますが、いかがお考えか。資料1では黒丸で示した地番です。この土地に課税することを妥当と思われますか、お尋ねいたします。

4点目ですが、平成9年4月から納税通知書を地権者に郵送し、それぞれの土地、建物の明細書をつけて課税をされてきました。この際、恐らく町は精力的に現況と台帳を比べ合わせて、課税すべき土地について、すなわち太子苑のどこに道があって、どこにだれの土地があって、ここの地番図のここの土地はここに当たると判断された時期があると推察

されます。この地番図は庁内の職員が作製されたのか、外部に委託されたのか、お尋ねいたします。

5 点目ですが、太子苑の町道認定は太子町議会の何年の何月の議会で通過しているのか、これについてもお尋ねをいたします。

このように現地確認不能土地は、その多くが町道の中に含まれる形で、すなわちその土地が新しく来られる方々に土地を販売していく中でその部分は売買なされずに、現在の町道に沿って過去にその形跡があったときは、実際にはごつごつと曲がりながら並んでいた土地が、現在は町道が真っすぐになっていますが、その中に含まれてしまう形にされてしまったと思われる。

私は、これ本当にもう大事なことなんです、やってもらいたいということが中心でありまして、そのことで聞いているんですが、この町の責任を追及したいという趣旨で聞いてはいません。理屈の言い合いを望んでいません。理屈の言い合いでは、情報量と理論立てがうまくいかどうかによって勝ち負けが決まります。勝ち負けを望んでいるではありません。情報量は役場のほうが明らかに多い。理屈で言い返すことを望んでいるのではなく、私は具体的に解決に向けて町に分かるようにやってもらいたいのです。前向きに解決を望んでいるのです。それは、勉強してからやる勉強してからやるという言葉は何度も聞かされることを望んでいるのではなく、どうしようとしてくださるのか。困られている住民が実際にいるのに、地域住民と一緒に何とかがして解決に向けて行動していただけるよう行動を起こしていただきたいと望んでいるのです。

以上です。お願いします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、1 点目のご質問でございますけれども、具体策、具体的時期についてのご質問ですけれども、これにつきましては、今の現状を

考えてみますと、区域の画定ができますのは、年度内は十分にかかるのではないかと思います。うふうには考えております。

次に、引き継ぎの件でございますけれども、期間は十分にありますので、引き継げるというふうに考えております。

それと、3 点目の中段にあります 5 カ所の土地について、現況は町道になっているというご質問でございますけれども、これにつきましては字限図を見ていただければ分かりますように、左上がりの斜めになっとなります。それと、字限図上は湾曲といいますが曲線を描いております。これは当然こういう町道はございません。ですから、これが道路になっていると考えるのはあり得ないというふうには考えております。

それと、5 点目の道路の認定でございますけれども、これにつきましては昭和38年3月の議会で議決いただいております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 私のほうからは、まず2 点目の本人の申し出がない限り本人に聞くつもりはなく課税し続けるのかという問題と、3 点目のこの土地に課税することを妥当と考えますかということ、2 点お答えさせていただきます。課税に関するお尋ねでございますので、2 点目、3 点目あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

固定資産税におきましては課税台帳主義を原則としておりますが、現況が明らかに登記項目、この登記項目といいますのは地目とか地積、そういった部分でございます。そういったものと相違する場合は現況課税という形をとっております。

太子苑では周知のとおり地図が混乱しており、この登記地目が現況と合わないという状況となっております。そのために登記項目により課税をしており、所有者には平成9年度より課税明細書を送付し、それぞれ確認いただいております。地図混乱地域におきまして隣地との境界が画定されていない中で町が一

方的に現況を判断するという事は、その混乱をしているためにどこかに土地が存在しているかも分かりません。したがって、登記されている所有者の権利を侵すといったことも想定されます。

税法の解説の中には、事実上存在しないものであれば課税ができないと、事実上存在しないものは課税ができないと規定されておりますが、太子苑の場合は混乱しているため、その事実上の確認ができないといった状況の中でございますので、申し出によって個別にそういったものを保留といった形で対応してるところでございます。

次に、4点目の地番図は庁内の職員が作製したのか、外部に委託したのかということでございますが、固定資産税は台帳課税主義が原則であることは先ほど申し上げましたが、これに対応する公図は字限図となっております。この地番図は、道路を骨格に昭和63年に撮影を、航空写真を投影し、課税の参考資料として業者委託にて作製をしております。そして、法務局の土地異動、これを反映しまして、字限図とともに毎年新たに作製をし直しております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ちょっと一回そうやって答えていただいただけで私が十分理解していなかったら申しわけないんですが、少しずつ今の答弁に対して、また関連することについて、1つずつになるかもしれませんが、お尋ねをいたしますが。

まず最初に、経済建設部長が第1点目についてご答弁いただいた件ですけど、次の人には時間があるから十分引き継ぎができるとおっしゃってるんですけど、次の担当者が決まるのはそんな早く決まるわけじゃありませんので、担当者が決まってからすぐに十分この内容を言うとおっしゃっても、その何日間余裕があるのか。例えばこのたびの給食問題の件でも本当にじゃあその内容が新しい所長さんに伝わってるのかということ、これは全く本

当にもう疑問なわけでありますが、この今の本件に関しても、伝えます言われても、実際本当にそうできるのか非常に疑問であります。この点いかがですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まだ3年近くありますので時間は十分にあるということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 3年近くあっても、後任者がだれか分かりませんから、引き継ぎをするのは。後任の方はその直前に、おやめになる直前でないと分からないと思いますので申し上げた次第であります。このことを言い合いてもしょうがないので。

それで、午前中の先輩議員の質問の中でこの件に関連、私がここの1番でしてることもちょっと関連あるのではお伺いしますが、町長は午前中のご答弁の中で、担当課もあるし担当者もいるから部長一人でやってるのではないというふうに答弁をされました。しかし、経済建設部長は、この私たちの総務委員会には、町長さんはずっと欠席されておられますからそのときおられないので、いや、いないから聞いてないんや言われたら、そらおられないんですけど。ただ、私たち毎月報告書をつくって、この報告書は当局も見られるわけですので。実際、部長さんは自分一人でやっている、一人でのほうがやりやすいからというふうに答えておられます。現状としては担当課のほうにどういう指示があるのか。

最初のときにこの資料を読んどけということで渡されたことは知っていますが、それ以降にどういうことされたのですかということを経営委員会でも聞いたときも、いや、それ以降はないと、今一人でやってるんだということは部長のほうから答えられまして、その点は私たちここにいる総務委員も、また副町長さんも部長もおられましたので、その場でそう答えられましたので、実際にじゃあ担当

課、産業経済課とこの地籍についてやってるんですか。

産業経済課がやってるのは地籍についてやっておられるのでありまして、国調についてやっておられるのでありまして、太子苑の地図混については産業経済課がじゃあ具体的に法務局に行ったりとか、地元の方と話したりとか、そういうことは全くなされてないと思うんですが、いかがですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今のご質問でございますけども、私が一応法務局とか、そういう字限図、それと全部事項証明書等チェックしながらやったりします。その都度、新しいことが一点一点見つかった中で部下に指示するのも非常に大変ということで、ある程度固まった中で、ある程度全体の把握ができた中で当然担当部署に引き継ぐということになりますので、その辺はご心配いただくなくて結構かと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ですから、いや、ある程度まとまってから言うというっておっしゃってるんですけど、じゃ今までは、でも一回でも言われたことあるんですか。何か指示されたことあるんですか。あるいは、こういうふうにまとまったよって産業経済課に言われたことはあるんですか。だから、さっき町長おっしゃったこと、今部長とか副町長と近いですから打ち合わせしていただいて、違っているんやったら訂正していただいたらありがたいと思うんですけど、どうですか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 総務常任委員会で経済建設部長が答えてることもそうですが、ただこの太子苑の問題についてはもう何回も常任委員会の中でも出ております。太子町域を国土調査法に基づいて地籍調査をやっていく中で、太子苑もその中に位置づけて解決していきたいということを申し上げているところでございます。したがって、産業経済課

のほうでは、その国土調査法の担当の地籍調査担当もおりますので、そういった意味でリンクしている状況で、経済建設部長と担当とはリンクした中で進めている状況でございます。ただ、先ほど部長が言ってますように、一点一点というところでのどこまではしてないですが、月1回の総務常任委員会での報告もございますので、その点については経済建設部長が総務常任委員会に出て答弁申し上げているところでございますので、担当がたった一人でやってるという状況ではないということは間違いのないところでございます。これは国土調査法に基づいて太子町全体を国調をしていくという事業の中で太子苑を地図混乱地域から正常な形にしていきたいという位置づけでございますので、ご理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員の質問中ですが、質問は一問一答方式でしてしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 議長、これ聞いた内容で、ですからこれについての答弁について聞いてるんで、それは何回聞いてもいいはずなので、私の聞き方間違ってますか。

○議長（北川嘉明） 質問の回数は制限しませんが、太子苑の地図混乱について質問されてますので、たしか6点あったと思いますから、6点が1問ですから、それ全般について質問をして……。

○服部千秋議員 ああ、まとめて言え……。

○議長（北川嘉明） 箇所での質問はやめてください。

○服部千秋議員 ああ、まとめて。はい、済いません。じゃあ、できるだけまとめて言いますが、ごめんなさい、ちょっと当局が言われたのを一回聞いただけでちょっと全部、じゃあこれってこういうふう全部言えないもので、だから抜けてたらまた私の持ち時間の中で、ですから順次お聞きしたいということで最初言ったつもりだったんですが、ですが、言われる意味は分かりましたが、ちょっ

とまた抜けてたらごめんなさいですけど、また再度聞かせていただきますが。

先ほど副町長がお答えになられた、地籍調査に基づいて太子苑もやるのであるということ言われてて、現状としては線路より南のところをやっていってそこから、当局が今まで答えておられるのは、勉強しながら順次やっていくのであるというふうに答えられているわけですが、そのときにじゃあ太子苑は、地籍調査というのは別に太子苑だけのことでなくて、ほかのもんをやるものですから、じゃあ太子苑はいつごろとかということも何も答えておられませんか、今の速度でもし順番に仮に今のところからずうっとやっていくとなったら、今の速度で言うともう全然、もし順番に仮に行くんだということであれば物すごく時間がかかるわけですね。これは、どう考えてもそのとおりですね。今の人数で今のやってたら、速度でやってたらね。

ですから、かつて一度一般質問のときに、この地籍調査の人数増やしてはどうですかということは私もお伺いしたことございますが、地籍調査の一般論を答えておられるだけなんですわ。ですから、太子苑の地図混は、理屈絡めたら、そらその中にありますよということはありますわ、理屈上は。でも、ほんなら太子苑のことをいつやってくれてんのかということになったら、そんなん何も答えておられなくて、一応こうつないでいったら産業経済課地籍の係いて、そうだということだけのことであって、本当に太子苑のことを解決しようということやっておられるのかどうかは非常にそういうふうに受け取られないので、それについてお尋ねをしたいのと、続けて幾つか申しておきますが。

仮に、この地籍調査はその今やっているところだけでなく、この基準点というものがあれば。だから、この基準点というものをどう当局は考えられるかということですが、基準点があれば別に、今は線路の南からやっていますけれども、別にそっから飛んで、太子苑であろうと、またほかの地域であろうと、

その基準点があればできるわけだと私は思っています。

それで、町には寄附採納を受けてる土地もあります。また、土地のX Y座標をもとに面積を三斜するわけです。空から見た街区基準点というものがありますね。世界測地系でX Y座標はGPSで決められることができます。今、道路にはしんちゅうの丸いびょうが打ってあります。街区基準点、つまり世界測地系で未来永劫に変わらず、それをもとに土地調査をすることができる点があります。D I D地区（人口集中地区）はこの街区基準点を使わないと、土地については現在法務局も受け付けないことになっています。すなわち、地図混乱を解決していくための基準となる点は既にあると。国土調査による土地の測量、画定は、今やっているJRの南からやって、それを続けてやっていって順次太子苑に到達しなければならないというものではないと私は思っております。

基準点があると。あとは、町のやる気はあるのかないのかということであります。役場は、これまで地元がやらないとなかなかできないとか、地元がまとまって判こを押してくれるのであればできるがなあというような、そういうような答え、雰囲気は漂ってきました。しかし、私は町も一緒になって、はっきり言う町が主体となってやってもらわないと解決は極めて困難だと思います。実際、町が加わってやっていただいてもなかなか、いや、加わっていただくことは望んでるんですが、その段階の暁でもなかなかいろんな問題が出てきて、これはやり始めた段階で本当に大変だと思います。しかし、そういう姿勢が伝わってこないんですわ。言葉では勉強してやります勉強してやりますとかですから。私勉強してやる言ってやから、ほんまに勉強してやってくれてんかいな思うてずうっと最初期待してたんですけど。そうおっしゃるから。ですけど、長い間たってもそういうことなので。実際、私今申しましたように基準点もあるので、本当にやろうと思えばやれるの

ではないかと思います。

それから、続けてですが、先ほど経済建設部長が、私が聞いた、これ道路になってるんじゃないかと言ったところ、これは道路であることはあり得ないということをおっしゃったわけですが、それちょっと意味が十分よく分からなかったので、もう一度、資料のこれのこれのこの部分がこうで道路ではないと、こちらとしては道路だと判断してるのでお尋ねしておりますので、どういうことかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、総務部長がお答えになったこの税の課税の点についてですけれども、もう私率直にこういう疑問を持ってるので、これについてもお尋ねしたいと思います。

ここの太子苑でなくて、ある土地、こういう方がいました。例として挙げるので、例として挙げるために言ってるので、太子苑以外の話題、話というて怒らないで聞いてほしいんですが、太子苑でないところのある土地の方があるとき田んぼに土を埋め立てていたら、役場から来られて、そこ地目では田んぼになってるわけですから、そんなんそこ埋め立ててもらったら困ると。実際そうやと思いますよ、役場の立場にしたらね。そうすると、地目によって税の額も違うと思いますし、それから現況に基づいてそういうときは役場としては当然現況こうだからということで課税をされてると思います。

これは今、ほかにも例は挙げれますが、一個、例えば田んぼのあるところ、言わんと勝手に埋め立てとったと、ほなら町から言うてきたったと。つまり、町はそれを見て気づかれたわけですね。ここは実際とは違いますからちゃんとしてくださいよと、そうでなかったら税金もうちょっともらわないけませんよと、仮に。その場にいないから言葉までは一々分かりませんが、意味としてはそういうことを言われて、その人らは一筆書いたって言われてましたけど。

それで、そうするとそうやって課税すると

きに町内をいろいろ見て回られて現状を把握して、現状と違うことがあった場合には違いますよということを言われてるんですわ。そうすると、太子苑についても現状見て回られたら、例えば私が今お示ししている山林と書いてあるとことか、宅地のこの場所、この2つの資料を合わせて、それから及び資料4・3も合わせて見ていただいたら、2つこう合わせて見たら間に挟まって、その土地挟まってしまっておりますので、その土地どっか行ってしまうとんですわ。だから、どっか行ってしまうってということは、道路の上にあると考えるしか考えられないんですね、理屈上は。それで、現場に行っても、そこには道路はあるけど、この宅地がないんですわ。そうすると現況は、この図面と現況合わせたら、合わせて現場を見て図面と合わせたら明らかにそこに土地があるところにはありませんよと。そしたら、私は委員会では、こういうこと分かったらその本人さんにこうじゃないですかと言ってあげるんが親切ではないですかってこの前お聞きしたら、そうでなくて明細書も送っているから、本人さんが言うてきてへんからもうそれでよしと、ええんちゃうかということおっしゃるから、私はこのたび具体的にね。これは例として幾つか挙げただけで、ほかにももちろんあるわけですけど、こういうところがありますよと、実際には土地はございませんよということで、こういうところに税金をかけるのはね。実際ここじゃない地域のところは見て回って現状と違うよ言よんやったら、これそんなんじゃ困りますがなというて課税、お金を取るときには言うてんやったら、そうでない反対のときにも言うてあげるぐらいの親切が要るんじゃないかと。

では、もう一つ続けて聞きますが、現在7筆については課税を保留されている土地があると。これは、じゃあ実際当局もそれは課税しないということを認めたから、本人が申し出になって認めたからということですが、それは先ほど総務部長がお答えになった点から

いうと、ではその土地はないというふうに判断することになったから課税してないのか。もしそうでなくて現況がそうだからということとで判断されたんだったら、その7筆以外のところも当然現況から見て、これは現況から見て普通に判断してここにその宅地がないなあっていうのは分かるわけですね。

これは別に町民の方を、土地を持ってる人をばかにするために言うんじゃないんですけど、実際問題こういうことになったら、親が死んでから初めて分かったとか、実際そうやって言うての町民もあってやけど。本当に自分からの先祖からの土地がほんまにこうやったとかというて、なかなか本人さんらも分からない、分かりにくいもんですね。

ですけど、町はいろいろ分かってんですね。それで、長い間それでなおかつ課税をされてるんですね。それで、平成9年までは一括して、おたくの税金こっただけでっせというて渡してるけど、その後平成9年4月以降は明細をつけて渡されてるから、それ以降見たら、それで確認したら分かると思うんですけど、それ以上になったら実際ほんま分からへんところありますし、じゃあそれだってさかのぼって5年しか返してもらえんということになったら、取るとき、取る側にはちょっと厳しくというか、もうちょっと役場にも住民に対して配慮していただくようなことが私はあっていいんじゃないかと。あ、取るときじゃなくて、済ません、ごめんなさい、言い間違えました。取るときじゃなくて免除するときね。ですから、それがどうも取るときだけを言って、取らんときにはそういう姿勢なんで、ちょっと自分たちに対して甘いのではないかなということですが、いかがですか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず1点目なんですけど、太子苑の状態、それこそ釈迦に説法になるかもしれませんが、地図混乱ということとで、一番やはり大きくは司法上の境界も分からない、公法上も分からない状況のところを直そうとしている状況ですね。一番難しい状

況の中を直そうとしている。これ、やる気がないと言われたら、私逆にちょっと腹立つんですが。町としては、先ほども申し上げましたが、国土調査法に基づいて地籍調査をやっていく。これは太子苑にすぐにかからないのはなぜかというようなこともおっしゃってますが、ただこれについては補助をもらいながら事業としては進めていく中でございますので、いきなり非常に一番問題あるといえますか、難しいところのところに入って事業が前に行かないようであれば、これは一番困ることとでございますので、まず南側、いわゆる石海の米田地区ということを取りあえず20年度はしております。

太子苑がいつかも明示されてないというふうなお話でございますが、その一方、太子苑のその地図混乱というものを特定しなければ、その区域を特定しなければならないということで、その困むといえますか、周囲から、こっからここまでの範囲だということをきっちり特定しなければいけないというふうな作業を総務常任委員会では申し上げているというふうに思います。町としては、やはり太子苑の方々について非常にお気の毒だというふうな思いの中から事業としては進めている状況でございます。

先ほど世界測地系の測量のXY云々とおっしゃいましたが、街区が今はもちろん入っております。そのところについてはもちろん世界測地系でXY座標、Y座標が入っておりますので、それはその点については特定できてます。そこから太子苑のところのエリアを、地図混乱地域の区域をやはり特定するというのがまず第1番に大事であろうということで今経済建設部長を中心にやっているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、地元の方々という意味で、当然地元の方々というよりは、これは利害関係人、所有権登記名義人、表題部所有者、あるいは抵当権者、単なる所有者である場合もあります。そういった方々の全員の合意が必要

であるということは、これはご存じだと思いますので、そういった難しさがあるということをも十分踏まえた中で町も進めておりますので、ご理解をお願いしたい、このように思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 土地の件に関しましては固定資産は台帳課税主義が原則といった中で、今先ほどおっしゃいましたように、地目は山林であるが現況は宅地であるといったことが確認をできる土地については当然現況に対しての地目でもって課税をするということでございます。

先ほどから聞いておりましたら、どうも保留というのは課税をしないという意味合いでとらえられているような感じがしますが、課税保留というのはあくまで課税対象になっている部分を一時保留していると。それはどうしてかといいますと、混乱をしているために地番の特定が、場所が限定できないといった中で保留をするということでございます。当然その課税をしないというのは、明らかに現場にその土地がないといった確認ができる場合でありまして、太子苑の場合は保留といった形で、これはあくまで地権者の方が、すべての方が立ち会いをされて自分の土地を限定する、その中で、いや、ないということの確認がとれれば当然課税はしないということでございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど、道路の中に入っているんじゃないかという5カ所の5筆の件でございますけども、これ東南字小山だったと思うんですけども、青線の南側にある土地のことですけども、これは昭和36年当時の航空写真を見ていただいても分かりますように、左側が北側で、西側が北側を向いてまして、東側が南のほうを向いています。かなり斜めになっとります。ですから、今の町道の東西方向に直線になってる道路とはやはりかなり形状が違っと

ります。ですから、すべての土地が町道の中にあるということはありませんというお答えはさせていただきます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それではまず、今経済建設部長がお答えになった土地の件ですが、これですね、部長も図面を見ながら、皆さんも見ながらちょっとご判断いただきたいんですが、709 - 7、737 - 163、この間に黒い部分があって、資料4 - 1の709 - 7、これは737 - 163と同じ方が2筆持っておられる土地であります。それで、資料4 - 3と重ね合わせて見てください。そうしますと、737 - 163と737 - 169の間は現況は町道になっている部分であります。なぜそうなってるとこ、これ合わせて見るとそうなるんですが、そうではないとおっしゃってるのかが理解できませんので、分かるようにご説明をいただきたいと思います。

それから、資料3の山林であるとしてある部分ですが、例えば306 - 40とか306 - 47とかこういうところですが、これ周りの現状から判断したらここは恐らく今道路になっている部分になると思いますが、この質問を通告してから担当課も現地をごらんになったかと思うんですが、ごらんになられて現況から判断されてどのように思われたか、当局の所見をお伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

資料4 - 3、これは多分地番図だと思うんですけども、先ほども総務部長から説明がありましたように、あくまで台帳の参考資料だと、参考資料と本物の字限図と重ね合わせること自体が不自然ということで、法務局はあくまで字限図を対象にします。地番図を対象にしておりません。ですから、基本的に言えば、法務局流の判断をすれば、道路の中には5筆とも入っている可能性はないと、あり得ないと、すべてが入っている可能性はあり得

ないといったことが言えます。

以上です。

（服部千秋議員「あと、担当課、現地見た所感」の声あり）

○議長（北川嘉明） 現地見たかどうか。

（服部千秋議員「いや、だから税務課が見てないんですか」の声あり）

現地を見てきてどうこうの。

総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 現在、太子苑の中においては地図混乱というのは法務局のほうでそういう登記閉鎖をされた中でやっております。ただ、今の保留、申請に基づく保留分につきましては現場を確認して保留という形をとっております。これはあくまでも申請主義でございますので、その他についての一筆一筆の調査はいたしておりません。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員、一言注意申し上げます。一般質問と質疑とのそのやりとりの難しいとこだと思いますが、どうも聞いてましたら質疑のように受けとめられる部分もありますので、当該常任委員会の委員長でもあるという立場も考えて一般質問を続けてください。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 また、ですから総務委員会でももちろんさせていただきます。これ質問する際に同僚議員に、総務委員やけどこんな聞いてもええんやらかの相談もしたんですが、いいんちゃうかというご意見もあって。つまり、なかなか委員会で聞いてももうはっきり答えていただけないと。はっきりというのは、いつも毎月進捗してない、同じようなことの繰り返しなのでね。ですから、ここで具体例を示して話をしたほうがはっきりするのではないかとということで、ここの本会議の場で、また本会議の議事録もできますので、なかなか通常の委員会の報告書は町民の方にも触れる目もほとんどないと思いますので、今ここであえて聞かせていただいております。

それで、先ほど経済建設部長がお答えにな

ったところなんですけど、ここの今ここ698 - 2、705 - 1、706、708、707ということのことを今おっしゃったわけですが、ですから現況から見たら全部これこの土地自体も曲がってるわけですから、じゃあ真っすぐ町道に入ってるか入ってないか言われたら、それはもう非常にそういうところがあるわけですけれども。これと資料の4 - 2と合わせますと、要は731 - 163と737 - 169、最初配ったやつに丸を書いていたわけですが、ここの間に今現状町道になってます。ですから、これを合わせて考えたら、2つのものが合わせてくっついていってるわけですから、その段階でその今言ってるのは5筆ですけど、5筆以外も実際あるわけですが、5筆はどこへ行ったのかなって、この字限図を見てもありませんやろっていうことを言よんですわ。そうしたら、土地ないんやったら税金をいただくというのはおかしいでしょということを申し上げます。いかがでしょうか、部長。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 法務局の見解では、境界は一切動きません。ですから、本来言えば、だれかの宅地の下にあるということが言えます。しかし、それもはっきりと証明できるものがないということで、厳密に言えば法務局といいますか一般的な境界というのは本来動かないというのが建前でございます。ですから、今はあくまで法務局、登記官自身は便宜的な地図混の解消方法として道路の中もやむを得んかなあということの問題ですから、法務局の本来の見解は境界は動かないと。ですから、斜めになってるものが東西になったり南北になったりすることはあり得ないというのが一般的な法務局、登記官の見解です。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私、総務委員でありますのでもちろんそこでも聞きますが、あと少しだけご容赦いただきたいと思いますが。

午前中、町長は、すべての方の同意を得な

がら対応していかなければならないというふうに答えておられました。それから、じゃあですから具体的に、ではどういうふうにすべての方の同意を得ようというふうに、例えばこの1年間、あるいは1年間以外にもずっとこの問題を考える中でそういうことに対応されてきたのか。

それから、地元と一緒に考えていこうと、解決策を見出そうと進めているというふうにお答えになったんですけど、じゃあ具体的にどのように地元と一緒に解決策を。分かりやすく言うと、地元の人と、それからもう一つ、地元以外にも、ここにおられない方の、そういう人たちも含めて考えていかなきゃいけないということをおっしゃっていましたが、ではそういうここに在住でない方と一回でも協議をされたことがあるのかどうか、そのあたりをですね。

それから、すべての機関が歩調を合わせて、その中で解決を見つけていかないといけない、それはもうおっしゃるとおりなんですけど、じゃあすべての機関、どういう機関なのか、それは具体的にどのように歩調を合わせようと町もやろうとされているのか、そういうあたりお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず初めにちょっとお断りしますが、お断りしますがと言ったらおかしいんですけど、総務常任委員長という服部議員は総務常任委員会、ほんで経済建設の関係の総務常任委員会で今現在地図混乱で、それこそ毎月やってる状況の中で、なおかつ一般質問で委員長みずからがご質問いただいとんですが、できるだけ私どもも、前から言ってますように、議員の皆さん方には真摯に答えるというのをモットーにしておりますのでお答えはさせていただきますが、やはりそういった常任委員会で常に説明しているものを繰り返しというような状況もございますので、お願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの町長がというようなことでございますが、先ほど来申し上げてますように、エリアといいますか地域を確実に把握するというのがまず第1番だと思います。それが利害関係人すべてが、その中に入っている方はすべてですね。住んでおられる方だけじゃなくて、もちろん町外の方もいらっしゃるでしょうし、先ほども言いましたように、既に仮に土地を売られて、所有権登記名義人は太子町の人であっても太子苑の人であっても、ひょっとしたらもう所有権そのものは移っていることもあろうかと思えます。そういった方々、あるいは抵当権者も含めて、表題部所有者の方々もすべての方々が本来やはり一致しないとこれは困難なことだと思います。それを例えば土地が分からないというような状況の中で、そしたらその人たちの保証といいますか、そういったことも先には出てくるようなことが考えられます。そういったことを踏まえたと、地元の方々ももちろん含めてですが、利害関係人の方々のやはり合意を得て進めていくというのが、これはもう地籍調査の基本でございますので、そういったところでやはり難しいものがあるということをお断りして先ほど来申し上げているところです。

ただ、先ほども申し上げましたように、太子町として太子苑の地域をそのままにほっとくのは、これは忍びないというんか、それはいけないことだということで、国土調査法にのっとって太子苑のエリアについてもやっていくということで、20年度から産業経済課で地籍調査、いわゆる国土調査の担当という者を、兼務でございますが、つくり進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私、総務委員会に所属しております、これだけ今まで総務委員会で時間をとって私一人でしゃべったことはないんですが、総務委員会でもほかにやらなきゃならないこともたくさんありまして、時間的なものもあり、ここでも質問をさせていただ

たところであります。

それから、私は一番これを町に申したいんですが、解決していこうとするときに町も加わってやっていくことが大切であると思っております。はっきり今までの中で町側も行政も私らも加わってやりますわというふうなはっきりしたことを、私の記憶が間違っていたらご容赦いただきたいんですが、私はその言葉を聞いたことがないんですね。やらなあかんことはそうやし、それから皆さんの合意を得て進めていかなきゃならんので、それは今副町長そうおっしゃいましたけど、そういうおっしゃったことは別に言われなくても皆さんの合意を得てやっていかなきゃならないことは、もうそれは分かってることですので、そういう答えをいただくんじゃなくて、そのためにどういうふうにやれるかと、それぞれのところをいろいろ知恵出し合いながら行政側もこういうふうにやっていったらと思うんやけどもというふうに言っていただいたら、実際解決するのはこれもう本当に大変なことなので大変なんですけど……

（町長首藤正弘「どないせえ言う」の声あり）

町長、そう座ったままでしゃべらないでくださいね。

（「やかましいわ」の声あり）

やかましいわて、そういう言葉は言わないでくださいね。それで……。

○議長（北川嘉明） 続けてください。

（桜井公晴議員「抗議したらええんや」の声あり）

続けてください。

○服部千秋議員 はい。途中でそういうふうにちょっと町長からそういう言葉、ちょっと私も何しゃべる、ちょっと途中で、あれ、ええっとええっと、どう……

（桜井公晴議員「やり直せ」の声あり）

ですから、僕は一緒になって考えて、町もね。だから、難しいことも分かっとなで、僕もそう思うし、実際これ解決に具体的に踏み出

したら、ほんまにその段階でまた大変ないろいろなあると思いますわ。でも、今やっぱりほんまに役場のほうから踏み出してくれようとしてんかなと。地籍調査のことはおっしゃいました。それはもう聞きましたやんか。ほいで、だけど時期のこともおっしゃらないけど、どういうふうに踏み出してんかなと。もうはっきり言うて、例えば私なんかよりも、ほかの方はどうか知らんけど、私なんかよりも全然町の当局のほうがいっぱい情報もあるわけですね。それで、いろいろ法務局、じゃあ龍野の法務局で全部というか、きちっとした答えもらえんのやったら、もっと上位の法務局に電話しても町が聞いたらいろいろ言うてくれるし、分からなかったらそこまで、そこへ行ってでもいろいろ調べたりできるし、電話しても、いろんなそういうようなこと、あるいは人のことにしても、役場が本気になってやろう思うたらできるんですね。ですから、そのことを私はぜひそういうふうにやっていただきたいということを申し上げてるんです。

私はいろいろきょう今まで聞いてきてるんですけど、どうも私がお伺いしたことに対して不完全燃焼のままで終わってて、もちろん委員会でも今後も聞きたいと思いますが、なかなかいろいろ全部聞きよったら時間の制限もあっていろいろお伺いしたわけですが、私の願いは、要は最初に申しましたように、私は当局と言い合いすることを目的としてないんですよ。これを解決するように町当局も一緒にやっとう言うてやけど、より具体的にその船が前に進むようにしていただきたいと。私らなんかよりもよういろんなこと分かっとなでしようということと言ってますわ。だからお願いしますよ。あとは総務常任委員会でもまたお尋ねしますが、ぜひ町長もその席に来ていただいて、また意見があれば総務委員会でも町長もご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 先般の上田議員の一般

質問でもお答えしたとおり、先ほど服部議員も行政はもっと手を入れえということをおっしゃってますね。これ、行政がどんどんどんどん進もうにも進めないんですよね。やはり、それだけ難関が多いということなんです。問題を残してると。これは太子町が開発をしたんだと、それでこういう事態が発生してるということであればまた解決のしようもあると思います。

またそれと、今すべてが更地、家も建っていない状況で解決していくんならば皆さん一緒に考えましょう、太子町に住んでいらっしゃる方、住んでいらっしゃらない方、すべての地権者と一緒に考えましょうということもできます。しかし、片や今家も建って住まわれている方もいらっしゃいます。また、更地で持っていていらっしゃる方もございます。分からない方もあるんですよ。その中での解決。

やはり、これは行政が主導だろうと思ってもとれません。一体になっていかないとですね。それを私は議会もということで議会も含めて、地権者、そして行政、議会、3者が一緒になってやっていかないと。それでも、どこが主導をとるかという、これは難しい話になります。我々もノウハウを持ち合わせてないから今国調のほうで、米田のほうでやりながら、その手法でもって地図混に入っているかどうか、そこらも十分考え合わせて取り組んでいかなければいけない。

先ほど副町長が申し上げましたように、最初からぼっと地図混に入っているのかというと、これは行政主体では絶対いのきません。もう間違いございませんので。今までも私自身も担当しておりましたときに、地元の自治会長さんと協議しながら印鑑をとってもらったこともございます。しかし、やはり最終的にはそろわなかったということで挫折したというようなこともございます。

いみじくも御津の地図混乱地域が解決したということは私も承知いたしておりますが、やはり地権者の皆さんのすべての合意も得てあれが解決できたというふうに思っております。

す。だから、我々はほっておくんじゃなくして、皆さん議会の議員さん方、取り組みが生ぬるいんじゃないかということもあるかと思いますが、やはり我々は慎重にこれは取り組んでいかなければ、一気に1年、2年で解決できるのかというと、それは難しいと私はここで申し上げて、協議しながら進めていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 じゃ、失礼します。私ばかりこうしつこく言うともうあれなんで、また最後に一言だけ言いますが、行政が主体になって進めないというふうに今町長さん言われているんですけども、私は考えがそうでなくて、行政が進める中に入って、こういうふうに皆さん解決していきましょと。やっぱり住民の立場にしたら、いろんなこと何やかんや言われても、やはり行政に対する信頼というものがあると思うんですね。ですから、行政が私らはこう思うんですと、例えば太子苑の公民館に集まって、こういうことに関して解決策はありますと皆さんに、こんな方法が幾つかありますと、皆さんどうでしょうかとか、皆さんどう思うてですかとか、そのようなことを例えば一回やっただけでも全然地元の方の、ああ、ほんまやな、これ前向きに行きよんやなあというような意識が違ってきて、なお前に進むんではないかと思っておりますが、そう私は思ってますが、そう思ってます。町長はちょっとお考え違うようですけど。

それから、今町長さんは町が開発して責任云々というようなことまで、もう私は別に、私は最初に申しましたように、けんかするつもりでもないし、責任論を追及するつもりでもありません。そんなん言ったら、例えば業者とか法務局とか、そんなほうのが全然僕は問題あると思いますよ、はっきり言ってね。ですけど、今そのことを言いたいんじゃないって、目の前にそうやって困っておられる方々があると、それをやりましょという

ことで。ですから、私は最初に申しましたように、けんかするつもりで聞いておりませんと、現状でこんなにありますよと、今までこういうふうに答えとってやけど実際税金もかかったりしとっとこあるからおかしいんじゃないですかっていうて、もうちょっと具体的に進めてほしいということを私は言ってるので。今は町長さんが一体になる努力ということを言われましたけど、これはやはりもちろんその関係の人みんながやらないけないわけですけども、何せやはり私は行政というそういうものは非常に大きな役割を持っているし、それなりの信頼を住民の方からあるからこそ何かを行政が言ったときにやっぱりいろんなことで動けるんやし、行政はいろんな情報もあるし、いろいろ手だて、どこそこ調べるといっても行政やったらもう役場の金でできるわけですね。ですから、いろいろとよろしくお願ひしたいということを言っとります。あとはまた総務委員会でもいろいろとお話をさせていただきたいと思いますが、また町長さんもぜひ総務委員会にも出席していただきまして、またご意見をと思ひます。よろしくお願ひします。

では、どうも長々とありがとうございました。失礼します。これで終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で議席5番服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、議席7番井村淳子議員。

○井村淳子議員 じゃ、失礼します。7番公明党井村淳子でございます。通告に基づき質問をいたします。今回の質問は、すべて再質問です。以前質問してからの経過と進捗状況、あるいは結果について明確にお答えしていただきますよう最初にお願ひをしておきます。

それでは、初めの質問、教育現場での紫外線対策についてに入ります。

今年もまた最も日差しがきつい、紫外線の多い季節がめぐってまいりました。5月に入ってから五月晴れのさわやかな季節でさえ刺すような日差しに空を見上げ、やっぱり一

昔前の気候と全然違うと感ずるのは私だけでしょうか。

近年、大量のフロンガスが大気中に放出され、オゾン層が破壊され、オゾンホールができ、有害な紫外線が地上に降り注ぐようになってまいりました。しかし、一方で紫外線は骨をつくる働きや殺菌作用があることも分かっております。

紫外線対策といひますと、一見子供たちを外に出すのを控えるということと誤解されがちですが、そうではなくて、子供たちが安心して太陽のもとで伸び伸びと遊ぶことができる環境をつくるのが大人の責任だと思ひます。

私が子育てしていた25年前は、赤ちゃんには日光浴をさせるよう勧められていました。しかし、6年前には母子手帳から日光浴という言葉が消え、外気浴に改められたことは既にご承知のとおりです。

今から2年前の平成18年6月、教育現場での紫外線対策について当局にお尋ねしたところ、教育委員会としては、教職員に紫外線に対する正しい認識を深める必要があり、関心を高めていく、研修していく等々、教育次長また教育長より答弁をいただいたところでありますが、その後の取り組みについてお伺ひいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

以前にご質問をいただき、有害な紫外線による健康への影響の対策や学校園での適切な指導等の取り組みについて答弁をさせていただきましたが、紫外線が子供たちの健康に与える影響の増加傾向を考えると、子供たちが野外で安心して活動できるためには、教育関係者、保護者も含め、紫外線の正しい知識、対策を身につけて、太陽による直射日光と上手につき合うことが大切であると認識いたしております。

学校では、紫外線に敏感な園児・児童・生徒に対して、外に出る際には帽子をかぶる、

日焼け止めクリームを塗る、長そでの衣類の着用や、そしてプールのときには TENT を張って日陰ができる場所の確保に努め、利用するよう取り組みを進めております。

その内容といたしまして、帽子の着用につきましては、幼稚園においては19年度より斑鳩幼稚園、石海幼稚園では日よけのついた帽子、取り外し可能なものを導入、また太田幼稚園では麦わら帽子を採用し、日焼けの防止に努めております。

小学校におきましては、体育、野外活動時等に帽子を着用する等の配慮をいたしております。

また、幼稚園の園庭での保育の場合には、時間の調整をしたり、小型 TENT、パラソル等、日陰をつくる等により工夫しながら活動をいただいております。

なお、日焼け止めクリームの使用については、個人差のあることから、体質や天候によって使用の判断を個人に任せております。

飲み物につきましても、お茶の持参は各学校園で認めておりますし、中学校では夏場のクラブ活動時にはスポーツドリンクも認めております。

そして、学校園の保健だより、紫外線による影響と対策等の情報も発信いたしております。

教育委員会といたしましては、まず教職員が紫外線に対する正しい認識を深める必要があると考えておりますもので、今後とも学校園を指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 2年の間に少しは進んでいるなというふうに感じております。

紫外線が有害であること、また皮膚の老化や発がんのリスクを高めること、特に小さな子供が受ける紫外線の影響は私たち大人以上に深刻で、最近の地球環境からしても大変な免疫力の低下を引き起こすということは共通認識していただけたものと思います。

19年からは斑鳩幼稚園、石海幼稚園等では日よけのついた帽子も取り入れられてきた、そういうふうにお伺いしております。太田小学校のほうでは麦わらの帽子をかぶり、またクリーム等も以前は多分持っていっても塗りにくかったし、隠して持っていってたりしてなかなかできてなかったのが、それも緩和されて、それも申し出によりクリームもいい、日陰もかなりつくってこられてるっていう努力は私も今次長の答弁で感じる事ができました。

これから一番紫外線のきつい季節になってきて、またプールサイド、楽しいプールも始まるわけですね。プールサイドにおいては、私もその18年にずっと見回りましたけれども、体調の悪い子供たちとか、また見学の子供たちに対してはそれぞれ大きい TENT が張ってありまして、その下で日陰の中から見るという光景を確認しておりますが、なかなか学校によってプールサイドも大きい小さいがありまして、そのスペースがないっていうのを確認しております。そこには TENT がつけにくい、泳いだ後の子供たちはバスタオル等を背中にかけて強い日差しから身を守っている、そういうことも提案させていただきながら今このように進んできたわけですが、最近いろんなそういう紫外線対策をとっている学校をホームページ等とかで見えますと、 TENT は大きさが決まっていますのでなかなか建てるのが難しいと、何張りも建てられない。しかし、それにかわるもの、プールサイドでも、狭いところでも TENT のかわりをするシェードっていうものがありまして、それをプールのフェンスからフェンスに渡して陰をつくって、その中で風を通しながら水温も下げないで陰をつくり子供たちを紫外線から守るっていう、そういう用品も出てきているところを私も見させていただきました。これからは、予算のこともありますけれども、プールサイドにもそういう設備が必要になってくると思いますが、これについてはどうなのでしょう。じゃ、それが

1点。

ほんで、斑鳩と石海のほうではそういう日よけのついた、後ろに垂れのついた帽子を使うようになったということですが、これをもっと広げていただいて、通常の赤白帽、小学校になりますと赤白帽を使いますが、その子供たちが使う赤白帽の後ろにも日よけが取り外しができるようなものも最近では購入できるようになっておりますので、保護者の方の選択制、もしくは学校で一律にまとめてそういうふうに取り組むとか、そういう対応はできるのかどうか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） おっしゃるとおり、体調の悪い子はもうテントに入るようにこれはなっとります。ただ、今おっしゃった枠のネットにかけて張るテントについては、まだ取り組みはできとりません。一度これは検討させてください。ただ、私は、例えば部活動なんかでしたら大空のもとにテントなんかこれとても張れませんので、やはりある程度は日焼けするのは部活動の子供の常やと思います。今、群れて遊ぶ子が、外で遊ぶ子がほとんどいません。ああいう部活動のとき以外は、あるいは体育のとき以外は外で遊ばないのが今の子供の現状ですので、その辺も考えて、帽子の縁のひさしぐらいしか対応ができないと思います。

それからもう一つ、クリームについては、今日焼けどめのクリームは昔は持ってくるのはこそと持ってきていました、おっしゃるとおり。今は6つの小・中学校ではサンプロックというクリームとUVカットクリームという日焼けどめ、ご存じやと思うんですけど、それとハンドクリームのこの3つを中心に容認、いわゆる認めてるという形をとらせてもらっております。

そういう形でやりたいし、それからもう一つ、熱中症関係については各学校、数は違いますけど冷水器を置いてます。その冷水器を活用して、またそういう面で子供の健康管理

も進めていきたいと思います。今のそのプールサイドのネットに張るテントについてはちょっと研究させてください。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 大変前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。

子育て中の母親は本当に子供の健康にもうかなり敏感になってきております。有害紫外線が降り注ぐ昨今、赤ちゃんの時代から、さっきも言われてますけれども、UV加工の服、またつばの広い帽子を身につけて、もう子供用の日焼けどめクリーム等を塗って外で遊ばせている、そんな現状が今の現状です。私もびっくりすることがあります。こんなまでしてるんかというぐらい、公園行って、孫を連れていってますと、物すごい格好で遊ばせているのには、ああ、温暖化の影響がここまで来てるんかなというふうに、もう本当に悲しく思っております。

そして、みんなで集団生活を行うようになると、紫外線の有害性とかを園や学校で訴える母親が逆に神経質過ぎるって非難されるような現状がまだまだあるんですね。大分この2年間の間に先生のご努力によっていろんな紫外線の対応、また実際に帽子を変えたり、いろんな日焼け対策とかをしていただけてる中でそういうのは大分減ってきてると思いますけれども、まだまだ私を初め私たちは今までの認識をさらに改める必要があるのではないかな、そんなふうに思います。特に男性の方は日ごろからそんなにUV対策とかされていらないと思いますので、今のこういう地球の現状を受け入れていただいて考え方を変えなければならないと思います。

教育長が言われてましたプールのテント、テントっていうふうには載ってなくて、プールシェードということで載っております。もう本当に建てるのかじゃなくて、さくからさくまでわたすっていう、そういう、まあ言うたらこんなね、うん、そういうのがいろいろ紹介されておりましたので、また予

算の関係もあると思いますけれども、一度検討していただきますようお願いいたしますして次の質問に移らせていただきます。

次、有料広告の推進で自主財源の確保ということで。

地方分権の流れの中で自立を目指す地方自治体は、そのほとんどが厳しい財政状況を何とか改善しようとしのぎを削っております。太子町も行財政改革に取り組みを進めているところです。財政難に直面する各地の自治体が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することによって広告収入を得る、いわゆる有料広告事業を展開しております。

18年3月議会の一般質問の中で先進地の横浜市の取り組み等を紹介させていただきました。市の広報紙や各種封筒、ホームページのバナー広告にとどまらず、職員の給与明細書や図書貸し出しカードの裏面広告、みなとみらい21地区の全600カ所の街路樹灯の広告フラッグ、また広告つき玄関マット、公用車やごみ収集車の広告つきホイールカバーなど、多種多様な資産を活用した広告事業を展開していると紹介させていただきました。そして、太子町も広報とか住民向けに送付する通知書やその封筒、あるいはホームページを初め本町が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して、少しでも収入増や経費の節減を図ってはどうかという提案をしましたが、あれから2年たちました。太子町新行政改革大綱第4次の中に、自主財源の確保として広告料収入等の新たな歳入の確保に向け検討を行うと明記され、その実施計画の中にも取り組み計画、21年度として実施効果見込み額も挙げておりましたが、今年は検討とありましたので、その状況についてお伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 有料広告につきましては、自主財源の確保、地元企業などの振興の観点といったところから、広報紙やホームページに広告を掲載する自治体は年々増加しております。

町としまして、先ほど言われましたように、太子町新行政改革大綱第4次実施計画におきまして、平成21年度より広告収入の導入、内容的にはホームページ、広報、封筒といったところでございますが、それを実施予定として今準備をいたしております。この20年度におきましてはホームページのシステムの入れかえを予定させていただいております。その入れかえ後、ホームページのバナー広告、これをまず1番に実施できるように、現在は近隣の事例を参考にしまして、広告料金の設定とか広告内容の制限、そういった掲載基準や掲載の取り扱いに関する要綱の策定作業を現在企画のほうで行っております。そういったものをできれば速やかに実施を順次していきたいという考えでございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 わずかな財源でも知恵と汗を出して稼ごうっていう、このような姿勢はもう大変重要であります。

18年3月に質問したときには、県内また近隣の市町では広告事業に取り組んでいるところはほとんどありませんでした。しかし、このたび再質問に当たりまして県内を調べてみますと、29市12町のうち22市3町、何と県内の約61%が既に広告事業に取り組んでおられました。

太子町も地元企業等を広告するということとで産業振興や生活情報の提供にもつながっていると考えますので、今言われましたこの20年度のパソコンの入れかえの中で広告事業を展開していく、バナー広告から取り組んでいくということを今おっしゃいましたが、できるだけ早く町の財政にプラスなることは取り組んでいただきたいと思います。

それにあわせて、近隣でもバナー広告だけのところ、また封筒とか明細書等、いろんな形で取り組まれておりますが、ホームページにとりあえず載せるということを考えて後はどのようなことを考えられているんでしょうか。それについて検討されていましたらお答えください。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 今の計画の中では一応21年度、早ければ20年度のホームページの入れかえ後にやっていきたいと考えておりますが、行革の中での計画といたしましては、21年度でホームページのバナー広告、それと町民課における窓口での封筒広告、それを21年度でやっていきたいと。そして、22年度においては広報の部分も含めましてバナー広告、広報、それと封筒の広告という3点を21年度からすべてやっていきたいという計画で、現在その基準、要綱、そういったものを作成しております。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 前向きな意見を聞きましたので、新たな行政経営の観点からさらに発想の転換を図っていただきまして、勇気を持って進めていただきたいと思います。

いつも思うことですけれども、もっともっとアンテナを高くして、もっとスピード感のある対応もしてほしいと思います。この2年間の間に61%の県内で取り組みが始まっている、そういうことを考えると、この2年間の間の取り組みにしてはやっぱり遅いのではないかなというふうに私は思います。いろいろとお仕事が忙しいのかもしれませんが、これは町民にはもう全然負担もかけませんし、自主的な財源を確保する、財政難の中、町民にみずから行動をもって示すことが大切なんではないかと思います。

今後、公共性の課題整理とかコスト面とかいろいろと検討していただきまして、財政に少しでも、ちりも積もれば山となるで、もう少しでもプラスになるように取り組まれますことを期待いたしまして最後の質問、ごみの減量化、マイバッグ推進についてに移ります。

この6月1日から冷房を28度に抑えて、夏を軽装で乗り切ろうというクールビズが始まりました。今年で4年目となるクールビズは夏の常識として定着しつつあるように思います。深刻化する地球温暖化を防止するため、

毎日の生活の中で、家庭でもエアコンを控え、また水や電気を節約し、過剰包装を断る、そしてマイバッグ、マイおはし、マイ水筒を持って過ごす、この身近な実践の一つ一つは小さなことでも地球を守ることにつながってまいります。

各地でもいろいろ工夫を凝らしています。鹿児島県指宿市では全国に先駆けて4月29日からアロハ宣言をし、10月末までの半年間、官公庁や観光、金融、駅などの職員がアロハ姿で南国ムードをアピール。また、和歌山県庁も5月21日から早く取り組んで、ノーネクタイ、半そでシャツ姿にと取り組んでおります。公明党青年局も北海道洞爺湖サミット初日の7月7日をクールアースデーに制定し、各施設や家庭で短時間でも電気を消すライトダウンを行うよう提唱するなど温暖化防止を推進しております。

さて、ごみの減量化、マイバッグ推進については15年9月にも一般質問をしておりますが、ごみ発生抑制のため、太子町消費者協会や消費者モニターさんの協力により啓発推進を図るとの答弁でした。確かに広報にも消費生活モニターだよりやエコのこと、レジ袋減らし隊等々のことを載せて啓発には努めておられていることはよく分かります。しかし、私がマイバッグを持参し始めてから、つまりレジ袋要りません歴かれこれもう8年になりますが、当初はマイバッグを持参し買いもんする人はもう皆無に等しく、見かけることはありませんでした。最近では以前に比べて少しは見かけるようにはなってます。しかし、まだまだマイバッグ持参での買い物浸透していないように思います。たまに男の方がマイバッグを持って買い物をする姿を見かけると、その勇気ある行動に、すごいですねって声をかけたくなりませんが、この議場の中の皆さんはマイバッグ持参で買い物をされているものと信じておりますが、いかがでしょうか。

さて、2006年に成立した改正容器包装リサイクル法が今年4月から完全施行したのに伴

い、自治体、住民、企業が連携してレジ袋の有料化をし、レジ袋の減量に取り組む動きが広がってきております。太子町も事業者に協力要請をし、身近なことから地球温暖化防止に貢献できるごみの減量化、脱レジ袋、マイバッグの推進に取り組んではどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） マイバッグの推進についてということでございますが、今議員さんのほうから言われましたように、これまでごみの減量化につきまして、消費者モニターさんを初めとしましての取り組みをさせていただき、昨年もその改正容リ法に基づきましての、俗に言いますレジ袋対策でございますが、その全国運動が展開をされて、今ご紹介のあったとおりでございます。レジ袋減らし隊のキャンペーン活動をやったところでございます。その際も、事業者の事業所と取り組みにつきまして協議をさせていただいたんですが、中にはご協力をいただけないといった事業所、事業者もございまして、その時点では温度差があるなという感じがいたしております。

この改正法の趣旨、中身につきましてはもう議員さんのほうもご承知のことと思います。改正法ができるまでは義務化に当たっての議論がなされたようでございますが、結局法のほうでは義務化まで至らないということで、それぞれの事業者の業種、業態に応じた取り組みをしてくださいという中身になっておりまして、その取り組みも国のほうが省令のほうで示した判断基準といったものに則した内容で、現在町内でも行われておりますように、有料化の方法、それからマイバッグを配布する方法、それからポイント制を初めとして商品提供といったことが事業者の自主的な取り組みということで、それも法に基づいた取り組みでございますけれども、そういった取り組みをされておるところでございます。

昨今、近隣の相生市さんの例、また上郡町

さんの例、佐用町さんの例、またお隣の姫路市さんが協議会を立ち上げられたといったことが報じられております。そういった全国的な流れといえますか動きといえますか、それらも踏まえまして、本町におきましても再度量販店の事業者の方との協議の場を設けたいというふうに思っております。事業所のご理解がいただければ、またそういった協定的なものになるかというふうに思っておりますが、まずは協議の場を設けるということで考えておるところであります。

このレジ袋の対策につきましては、プラスチック製包装容器の占める割合が非常に高いというんですか、国の数値では15%程度というふうに伺っておりますが、その対策を講じれば大きな効果が期待できるといったことですので、各地方、地域にもその取り組みが日々強化をされておるといったように思いますので、何とか協議の場を通じまして、そういった全国的な動きといえますか流れにも即したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、答弁いただきましたが、部長も言われてましたし、午前中の先輩議員、上田議員のほうからも言われてました、上郡町では5月1日から量販店4店舗のレジ袋が有料、また姫路市でも姫路市レジ袋削減推進協議会が5月22日に立ち上げられ、来年の4月以降、レジ袋の無料配布の中止をやめたということが記事に載っております。本当にこういう動きがさらに加速していくことを私は望むわけですが、この8年間レジ袋を要らないってことをしてきましたけれども、ある事業所ではそういうマイバッグとかをお安く提供したりスタンプを押したりして、スタンプが20個たまれば、その店の商品100円と交換とかいうことをしておりますので、そういう店では気軽にマイバッグを持っていきやすいんですけども、ほかの店ではなかなか持っていきにくいってもう友達も言うておりました。そこにはレジ

袋を要りませんというカードがあるんですね。そのカードもなかなかとれなくて、ついつい言いそびれてレジ袋をもらってしまうって、そういう人もありました。午前中、先輩議員も言われてましたけれども、個人個人の対応が一番大事なことでありますけれども、ここはやっぱりプレッシャーというんか、みんなが今回洞爺湖サミットが開かれるこの年にもう一步前進の形でレジ袋の有料化等の協議を進めていただきまして、そういう取り組みを進めていただきたいと思います。

19年10月の広報には、レジ袋減らし隊に参加してくださいということで、その10月から12月31日までにスタンプを集め、それをまた報告するということが載っておりました。1月7日にはもうそれを締め切られて報告もあったはずですが、その結果が広報とかでも載っていなかったと私はちょっと思っております。ずっと見てきたんですけど、間違ってたらごめんなさいね。そのレジ袋減らし隊に参加された方の人数とか、また回収枚数とか、そういう感想とかのがありましたら今ここで教えていただきますようお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） キャンペーンに参加していただいた数でございますが、本町では6カ月間の間に10店舗ご協力いただきまして、婦人会さん、それからモニターさんを初めとしまして155人の消費者の協力をいただいた。枚数にしまして2,761枚の削減が図られたという数字が残っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、部長言われました6カ月というのは3カ月の間違いでしょうか。10月からありましたので。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 3カ月に訂正させていただきます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 町としても前向きに啓発とかいろいろと取り組まれておりますが、さらにレジ袋の脱レジ袋を進めるために、まず地元の事業者の協議会を立ち上げていただいて、一步前進の行動をとっていただきたいと思います。

6月1日には環境に貢献をとして、レジ袋の有料化でコープこうべのマイバッグ持参率が今年4月に90%を達成したと紹介しておりました。コープさんが太子町にあったときにはやっぱり5円を出して有料化のレジ袋対応だったわけですが、あれからほかのコープの店ではもう強制的に、任意でなくて強制的に、レジを通過するときにレジ袋を持ってない方には5円を加算してレジを打つという方法をとられてから、もう4月には90%を達成したという記事も載っておりました。

このレジ袋有料化については賛否両論がありますけれども、私たちが取り組める一番身近な問題ではないかと思えます。世間では、マイバッグ、マイおはし、マイ水筒、いろんなこういう地球温暖化に対する環境の流れが始まっておりますが、私たち主婦、主婦でなくても子供たち、また男性の方々、必ず買い物には何日かに一回は行かれると思えますので、そういう取り組みをまた事業者と協力要請をして、レジ袋の有料化の方向で私は考えていただきたいと思います。一人ひとりのマイバッグの持参率を高めていただきたいと思います。

今年7月に開催される北海道洞爺湖サミットに先立ち、先月神戸で環境サミットが行われました。私は、今回の子ども環境サミットでもいろんな提案がされて、この会議を機会に環境問題への関心がさらに高まって、多くの方がマイエコ活動に取り組むきっかけになることが期待されているところです。

私が一番思い出す言葉があるんですけど、1992年のブラジルの環境サミットでカナダの少女が、どうやって直すのか分からないものを壊し続けるのはもうやめてくださいと叫ばれました。まさにこの言葉こそ、私たち

に今地球的に考え、自分の住んでいる地域で一人ひとりが行動に移すことの大切さを端的に言いあらわしていると思います。

今回、今当局からも事業者への協力を要請し、これからどういう形になるか分からないけれども、住民の理解とか、また協力も得ながら、そういう地球温暖化に対して貢献できるような、ごみの減量化、マイバッグの推進をもうさらに進んで、さらに取り組まれていくということをお聞きしましたので、またできるだけ早い機会にそういうのを立ち上げていただいて、そういう運動の波を大きくしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で議席7番井村淳子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は14時55分とします。

（休憩 午後2時41分）

（再開 午後2時55分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次、議席14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

最初に、ちょっと通告の内容が羅列のようなことで分かりにくくなっておりますけども、実は私の通告方法にいろいろなことをやりますので、事務局も流し込んだために段落がうまいことついたらんということなんで、その辺はご容赦いただきたいのと、それから「メタボ体策」の「体」は私も見たつもりやけども、ちょっと体はメタボやけども、ちょっと違います。「体策」の「体」は違いますので、「対」のほうですわ。ちょっと直していただき。

（「気にならんわ」の声あり）

えっ、そうですか。気にならん人はそれで結構です。

最初に、介護保険、後期高齢者医療、老人

保健等につきまして当局の見解等をただしいと思います。特に後期高齢者医療制度の廃止、中止が、この制度が明らかになってから非常に問題も大きくなり、一部では見直しをしよう。見直しをするんだったら初めから出さんでええということなんでありますが、特に後期高齢者を保険料の面でも介護の面でも医療の面でも差別をすると、こういう制度で、非常に社会保障の一環の制度としてはもう最悪のものだと、こういうことなんで廃止、中止は喫緊の課題だと。国会でも、この法律を廃止をして、もとの老人保健制度に戻すという法案が今提出され審議されていることでありますが、これを町も支援すると、こういうことが私は肝要であると。これについての対応を説明願いたい。

それから、特にこの件では最近の傾向として、降りかかった火の粉は払わなければならない。また、国民の命を守るという国のあり方の問題としても、各地の老人クラブが中止、廃止を求めて行動を起こしているのが昨今の状況であります。そういう点からも支援が必要だろうと思いますので、この点も対応が必要であると、このように考えます。

それからまた、今介護についても見直しを言っているわけですが、介護保険の給付費をさらに抑制をするということを明らかにしております。そういう中で、この点についても批判の声が高まってきているのが現況であります。保険あって介護なしに拍車をかけることとなります。だれもがお金の心配をすることなく、必要に応じて安心して介護が受けられる、そういう制度への改善こそ必要であると思いますが、その点について。

それから、人間ドックの利用促進という点では、これは医療・保健・福祉からも関連することですが、再三申し上げておりますけれども、早期発見、早期治療につながることでありますし、ひいては医療費の抑制にもつながってまいります。町民がひとしく助成制度が利用できるように私はすべきだと、このように考えますが、その点の今後のあり

方。制度が別のものができると、これを外してしまうというようなことではなりません。そういう点から説明を求めたい。

それから次に、メタボリックシンドロームと言われるものの対策についてであります。これはあくまで最近問題に表になってきているわけでありまして、もともと自分の体は自分で当然健康管理に努めると、そして糖尿病なり高血圧なりという、いわゆる病気の心配をすることのないような生活をするというのが一人ひとりの課題であります。それを強制的に検査を受けさせる、さらには保健指導を行う、こういうものでは決してないということが言われておりまして、日本人の体っていうのはまあまあ割合、今は背が高い人が増えていますが、小太りっていうことで、何も早死にしたっていうことでもありません。が、そういう点から批判の声も寄せられているわけでありまして。そういう点から、これをそれ以外の人にも責任があるかのようにやること、またこれの検査をすることの対象、さらには数値目標まで競わせるようなあり方、そういうことは決してしてはいけないものであります。そういう点からの対応について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 4点ほどご質問がございましたが、まず1点目の後期高齢者医療制度の廃止、中止についての支援ということでどう考えておるかといったお尋ねでございました。この新制度といいますか、この制度そのものの骨子でございますが、当然構造改革の中の医療制度の改革にうたわれたものでございますが、それまで課題と問題とされておりましたところの保険料や医療費の増加、無駄をなくすといった点、それから市町村間での保険料の格差をなくすといった点、また税や若い世代からの支援によって財政課題を解消するという基本的な骨子の部分につきましては網羅をされた制度ということで、これは国民の中にも評価をされておるといふふうに言われておりますし、私どももそ

う感じております。

ところが、ご指摘のように今国のほうで見直しの作業が行われております。その中で廃止法案も出されて審議されておるとところで、我々がどうこう、支援といったことの問題どうするかということでございますが、私ども執行機関へのお尋ねであろうというふうに思いますが、私どもの執行機関がその支援云々といったことについてはなかなかお答えがしにくいというところでございます。立法府のほうで法律ができますと、それを円滑に執行していくという立場にございますものですから、やはり手続を踏まれた法律でございます。その不都合な面が生じれば立法府のほうで見直しをされるということでございますから、今国の国会のほうでテーブルにのっております点につきましては注視をしておるとところで答弁にかえたいというふうに思っております。

次の介護保険の関係でございますが、これも以前より桜井議員さんからも機会のたびに我々投げかけを受けておる問題かと思えます。これも、できたらそらだれもお金の心配することなく、必要に応じて安心して介護を受けられる制度というのを望まれるし、私どももそう思っております。制度の開始に当たりましては、現実問題としまして、福祉で支え切れない日本社会になったといったところでの介護保険の創設といったというふうに思っておりますが、現実問題なかなか必要なサービスが必要ときに受けられるシステムというのが現実そこまでの水準に達していないといったところで、これまでもご指摘があった部分かなと思っております。

介護保険制度そのものにつきましては、相互扶助をも基本とした考え方の制度でございまして、第1号の被保険者の方々からも負担能力に応じた保険料をご負担していただいておりますのはもうご承知のとおりでございまして、その負担の対価といいますか、サービス面につきましても、やはりそれによった適切なサービスというのは必要なときに選択

をしていただいてサービスをするというところで、メニュー的といいますか、そういった選択というのは利用者本位の非常にいい制度かなあというふうに思っておりますが、やはり俗に言います満足度といいますか、そういったところが課題でもあろうというふうに思います。実際、給付と負担の関係でサービスの提供をしておるわけですが、介護が必要な高齢者の方、またご家族の負担軽減を考えますと、やっぱりそれぞれに応じたサービスの提供というのは欠かせないものというふうに思っております。

ただ、現実の問題が満足のいくものかどうかというところへまた返ってしまうわけですが、介護職員の不足の問題等々が出ておりますし、また資金面の問題というところで、当初目指しております自宅による介護というのがなかなか24時間のサービス体制というのがとれていないというところで、その結果施設入所のほうも不足しておるという現状かなあというふうに思っております。

それぞれの負担につきましても、やはり所得に応じた部分で区分をしておりますし、また低所得者の階層の皆さんには負担軽減措置というのが制度的にも設けられております。そういう制度の中でそれぞれの方に応じたサービスの選択をしていただいておりますというところで、今後もまた平成21年度から第4期の期間に入りますが、また給付と負担といった問題が出てこようかと思えます。できるだけこの選択をしていただいたサービスがきちっと提供ができるようにという基本的なところで臨みたいというふうに思っております。

それから、3点目でございます。人間ドックの利用促進についてでございます。これにつきましては、ご承知のように従来は俗に言います一般会計のほうで検診といったような形でやっておりました。ところが、高齢者の医療の確保に関する法律の施行によりまして、保険者にこれまでの基本健診部分というのが特定健診として義務化をされたという大

きな制度改正がございましたものですから、それに合わせるがごとく、その基本健診部分を特定健診、また従来人間ドックの中で行われておりましたがん検診、これらにつきましては、その部分については従来どおり町が実施主体ということでやるわけですが、基本健診部分が保険者の義務、またがん検診につきましては町の実施主体ということで、法律に沿ってやればそれぞれ区分して別々に実施するところでございますけれども、やはり現実的には住民の皆さんの利便性を考えましても到底別々に実施するというのは現実的ではないということで、このたび従来の人間ドックと内容的にはほぼ同じ内容でもありません、特定健診とがん検診をセットにした形で、そのがん検診部分につきましては個別検診という名でもって実施をすると。内容的には大きく変わりはないというふうに思っております。それぞれその義務化の部分について加入される保険ごとに若干の差異はあろうかと思うんですが、住民の皆さんのこれまでの受診の体制につきましては、大きくその人間ドック部分が廃止になってしまって欠落をしたということではございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、メタボ対策でございますが、本来これはもう自分の生活の中で管理すべきではなかろうかという桜井議員さんのご指摘のとおりのものでございますが、その個人の管理がなかなか思うにいかないといったところで、現実問題、今病気で医療費の請求がある中で、その原因別といいますか、それを見ますと、やはりもう血管系、大血管系の疾患が数的に、金額的にもやはり言われてますとおり大きなパーセントを占めておりまして、学会を初めとして着目される点というのは、これはやはり中高年以上の方の内臓脂肪の症候群、シンドロームでございますけれども、そこへも着目をされると。医療費抑制という大きなかなめでもあるというふうに思います。その内臓脂肪型に起因する病変といい

ますのが非常に大きいと。糖尿病を初めとし  
まして、一たん発症しますと非常に恐ろしい  
ということもございますし、やはりその領域  
に行かないようにこういった対策を講じてい  
くというのは一理あるということございま  
すので、義務化して強制的に健診、保健指導  
というのはいかがというご指摘でございます  
が、やはりそれぞれの体の健康のこともあり  
ます。また、ひいては医療費の適正といった  
方向性にも連動するということございま  
すので、この新しいメタボ対策、健診並びに保  
健指導についてはご理解いただきたいという  
ふうに思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ここで制度がどうこうとい  
うことは言えないということがありますけれ  
ども、これも先ほどここでもいろいろ言われ  
た、3月定例会でこの後期高齢者医療制度の  
中止・廃止を求める意見書を本町議会は議決  
をしたわけですね。やはり、この議会の意思  
を尊重すると、こういう対応が基本的には求  
められる。だから、その趣旨を踏まえた対応  
が必要だということで、再度そういう点から  
も伺っておきたいと思います。それから、こ  
れについてどう考えるかという問題、説明し  
てくださいよ。

それから、以前の老人保健制度、これに戻  
すというのが今の今法律としては出してい  
る、廃止法案の対案的なものでありますが、  
こういうことについて、これまでこの老人保  
健制度、これはこれまでも国庫負担を次々  
削減をして国民に負担を押しつけてきたのが  
老健制度でありますから、この制度について  
は当然補完が要るわけですが、やはり  
この年代に達すればこの制度が適用され  
ると、こういうふうに思ってきたものを今度は  
後期高齢者、先ほども説明があるように医療  
費を抑制するために、また国庫負担を減らす  
ために差別医療を強いる後期高齢者制度とし  
てきたわけですが、この老健制度と後  
期高齢者医療制度とはもう決定的にそこが違

います。間違った制度であるからもとに戻せ  
と、まずは。そういうことなんですね。

紹介をしておきますけれども、廃止法案の  
ポイントは、1つは、来年4月に後期高齢者  
医療制度を廃止して老人保健制度に戻すとい  
うことと、特に10月までの緊急措置として、  
後期高齢者の保険料の年金からの天引きを中  
止すると、また保険料負担を軽減する、サラ  
リーマンの被扶養者の保険料徴収の中止、そ  
れから70歳から74歳の窓口負担の2割の中  
止、さらには65歳から74歳の国保税の年金か  
らの天引き中止と、これがポイントです。

だから、そういうことを喫緊にやりながら  
4月にはもう廃止をするということが法案の  
趣旨なんですけれども、老健制度そのもの  
は、いろいろ問題持ちながらも国のほうと、  
それから途中で、いわゆる保険者案分率でそ  
れぞれの保険から、国保だけじゃなくて全保  
険から拠出をすると、こういうふうになって  
まいりました。そういう中で国庫負担をどん  
どん減らすもんですから、ここに対象者並び  
に自治体の負担が増えてきたと、こういうこ  
とですから、この制度を補完していけば何も  
後期高齢者制度をやる必要は全くないと、こ  
ういうことであります。そういう点のどこが  
悪いか、お考えなら説明をしていただきたい  
と思います。

特に老人保健法というのは、国民の老後  
における健康の保持と適切な医療を確保する  
ため、疾病の予防、治療、機能訓練など保健  
事業を総合的に実施することにより保健の向上  
と老人福祉を増進すると、老人保健法の目的  
であります。それから、理念の中には、国民  
は年齢、心身の状況などに応じ、職域または  
地域において、老後における健康保持を図る  
ための適切な保健サービスを受ける機会を与  
えられると、こういうふうに規定してるん  
ですね。これらの趣旨のどこが悪いか。だか  
ら、そういう面からもこの制度はやっぱり問  
題があるということで、はっきりと行政も姿  
勢を示せというのが議会の意思でもあります  
し、また住民の意見だと考えます。そういう

点での再度の対応姿勢について説明を求めます。

それから、特にこの老人保健制度というのは、一番大きいのは、ずっと言われてきておるのは、団塊世代の人たちが75歳に達したときの医療費を問題にしていると。2年に1回ずつ改正して、もう引き上げのマシンが導入されたと同じだと。その段階では倍以上になるんですよね、違いますか、保険料が。2年に1遍、老人が増えてくるに従ってそれが増えてくるんです。その仕組みです。もうどないあがいてもそうなるんです、上がってくる。そういうような制度だということ違いますか。そんな悪い制度はせんほうがいい。だから言ってるわけです。

それから、介護保険も特に今度のやろうとしてることが、この制度全体を考えてみますと、やはり介護が必要な人を社会全体で支えるという、この介護保険制度、当初言ってきたんですね。だけど、ほんまにそうになってないから。今度は要支援1、2、要介護1、5の中で、さらにこれを軽度なものについては取り離しをしよう、こういうふうな動きになってきているのが今度の制度改悪です。だから、そういうことをやらせてはいけないし、国庫負担の関係をちゃんと調整しないといけない。こういうことなんで、介護保険制度も今やろうとしていることをやらせないのも、地方における住民が安心して暮らせる条件です。そういう点から再度説明を求めたい。

それから、人間ドックの関係では、今これまで太子町がとってきた制度というのは、私は独自の制度として悪くないと思うんですね。今の制度というのは、一般会計で住民が人間ドックを希望する場合には7,000円を、ほいで国民健康保険で5,000円を助成すると。そして、大勢の皆さんにこれを受診、受検していただいて早期発見、早期治療につなげて医療費の抑制を図ると。この制度、何でやめるか。やめる必要はないんですよ。ひとしく皆さんに享受していただくことが大切だと言ってるんです。保険で対応する、特定健

診が入ったからこういうふうにするんだっていうのは間違ってるということを私は言う 겁니다。これによって幾らのお金がかかるかというたら、それほどかかりません。だから、そういうものは維持すべきやということ言よんですよ。町民に対して、今まで町民にしてきたことです。だから、国保にやってきたことも同じように町民に対してすればええんですよ。それが制度です、独自の。だから、それをはっきりしろということ。

それから、メタボについても、これ学者もいろいろ言う 겁니다。これ朝日の5月17日かな、メタボ狩り、ちょっと待ってて、読んだったかな、読んでなかったかな、こういう記事もある、いやいや、こういう記事だけやないんや。やっぱりメタボそのものについてはそれぞれ言ってもらわなくても、今言うように内臓脂肪型のことがどうであるかというのはもうみんな分かっ 겁니다。分かっているからそれぞれが対応することであって、部長が説明したこと私は否定するわけではないですけども、強制するものではないと。みずからがその対応をするっていうことの中で行くべきものやというて批判があるということ言う 겁니다。それに対してペナルティーを科すなどはもってのほかであるから、この後期高齢者医療制度がこういうところにも強制を強いるような形に批判が出てくると。ほいで、これは太る自由だってあるんだというて、たばこの、私はたばこ、そんなこと言うつもりはないけども、それでもそれぞれの生き方です。だから、そういうことには強制をするものではないということで改めて伺っておきたいと思います。

それから、高齢者医療では、問題が大きくなって見直すというのは7割を9割にしよう。何ぼ9割にしても一緒です。制度が悪いんやから。もう制度そのものがなくなると、こういう問題は追っかけっこになります。2年後には必ず対象になる。もう目くらましやと。前の、もうその場だけをしのいだら、後はもうこの仕掛けでどんどんどんどん

上がってくる。あわせて介護保険も3年に1  
遍ずつ上がってくるわけですから。もう住民  
にとってはほんまに踏んだりけったりのこと  
でありますんで、こういうものを廃止をする  
ということの必要性を改めて言って、再度答  
弁を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 再度の答弁で  
ございますが、非常にこの4点共通するかと  
思います。私どもの対応の姿勢を問われてお  
るわけでございますけれども、やはり法律と  
いうもんがございますので、その範囲内で  
我々は事務を行うというのがございます。で  
すから、議会のほうから意見書が出されるに  
当たりましては、当然住民の皆様の声でござ  
いますから、それを国なり県なりへお届けを  
いただいて、それでをもってしかるべき立法の  
場でそれが取り上げられればもう当然いいわ  
けでございますので、その住民の声というの  
も我々はよく承知をしておりますし、承知し  
なければならぬ立場にあると。ただ、執行  
に関しましては法律にのっとって事務を行う  
ということでございます。後期高齢者医療、  
また介護保険制度をとって見ましても、ほと  
んどがその仕組みは法律によって規定をされ  
ておるところでございます。今回の健診、そ  
れから保健指導につきましても法律によって  
明記をされておるところでございますので、  
これについての対応姿勢というのはもうおの  
ずから法にのっとってという答弁をさせてい  
ただくということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それは住民のことを考える  
答弁やね。それだけ太子町政が冷たい。やは  
り必要なことは政府に働きかけるという姿勢  
言よんや、私はな。やっぱり悪法が再生産さ  
せると住民が迷惑を受ける、行政にもかかわ  
ってくる。そんな姿勢があなた方にないから  
そんな答弁になるんや。困りますというよう  
な答弁ぐらい一つはしたらどうや。そういう  
ことを私は言よんですよ。

それから、特に今の答弁でもあるように4  
つが共通するというけれども、人間ドックな  
んかは別の施策でしょ。町がやろうと思っ  
たらできない制度ではないということと言よん  
や。これは維持すると、町民全体に。だか  
ら、後期の人であろうと何であろうと希望者  
はみんなこれで、今の制度で対象にしますと  
いう制度やん。分かりませんか。そういうこ  
とで早期発見、早期治療で総医療費を抑制す  
る一助にすると、こういう姿勢も聞いとん  
や。太子町の中で住んでいてよかった一面で  
はないかと思うんですよ。だから、一緒では  
ないということと言っときたいと思います。  
こればっかり言よると次のほうへ行かれんよ  
うになるんで、それだけ言うて今後また指摘  
したいと思います。

それから、次の都市計画に係る線引きの問  
題ですが、これは広報にも載りましたことで  
あり、するわけですから、ここであえて伺い  
たいと思うんですが、この見直しに当たりま  
しては町域全体の人口とか教育施設等を含む  
バランスを考慮することが不可欠だと。線引  
き見直し案に係るこの閲覧もあったと思いま  
すし意見も出ていると、こういうことだと思  
いますが、その状況と対応について。意見に  
対する答えもあったと思うんですけど、それ  
について説明を求めます。

それから、当然太子町に基づいて見  
直すということでなければならぬと思うん  
ですが、通告でも指摘をしておりますよう  
に、太子町には2号線のインターチェンジが  
3カ所あるわけでありまして、その近隣の  
都市計画上の位置づけの是非も問われると  
ころであります。住民からの意見もあると  
ころであります。見直しに当たっての町の基  
本的な方針、意思はどこにあるか、説明を求  
めます。

それから、特に太子町の場合は工業用地の  
指定が東芝用地に限定をされているわけであ  
りますが、この用地の今後の利用計画、その  
後の対応等についてと、それから工業用地を  
この見直しとの絡みで言ってるわけですね。

ども、工業用地、いわゆる公害等の心配のない企業の起業とか建設とか、そういうものができるように拡充する、拡大する必要が一面あるのではないかと思います、その姿勢について説明を求めます。

それから、まちづくり、都市づくりの大きなことになりますが、せんだっても繰越明許のところでも聞きましたけれども、51年災での一つの教訓として出てきているのは、いわゆる田園の果たした役割です。そういう農地が持っておりますのは遊水機能、ほいから地下水保全機能とかいろいろ、それから災害の緩衝地というような機能もあるわけですが、この保全確保も必要でありますから、これらの取り組みが必要だと思いますので、見直しに当たっての町の対応について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、お答えいたします。

まず、最初の都市計画の線引き見直しについてでございますが、この5月の広報に掲載させていただいております。中身につきましては、必要最小限の区域の見直しとなっております、3カ所の見直しということで案を出させていただいております。閲覧につきましては、8名の方が閲覧に来られております。その中で意見書案の提出はございません。

それと、2番目のご質問でございますけれども、太子町の意思に基づく見直しということでございますが、線引き見直しにつきましては県決定でございます。当然、町案をもって協議しております。その上で、先ほども説明いたしました、部分見直しを素案として縦覧させていただいております。

それと、インター近隣の都市計画上の位置につきましては、これは以前に太子東、北、阿曽のランプ周辺につきましては、物流の流通業拠点としまして流通業務施設区域の特別指定区域として指定いたしております。

それと、私のほうからは工業用地の拡大に

関する姿勢ということで、それについてお答えいたします。工業用地の拡大につきましては、やはり現在の財政状況の中では多大な先行投資が必要となることから現状では難しいのではないかとはいふには考えております。

それと、4点目になります、農地が持つ遊水機能の件でございますけれども、市街化農地は先ほどもお話がありましたように遊水機能とか浸透機能等がございます。できれば、そういう機能を太子町におきましても保全できればいいのですが、実際上難しいといったことから、今後は雨水の貯留、浸透とか、今現在上下水道事業所で見直しを行ったります雨水排水の検討で対応せざるを得ないのではないかとはいふには考えとります。

以上です。

（桜井公晴議員「これ、前はだれが答えるんや。東芝のそこは、だれどい」の声あり）

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 東芝用地の利用計画のその後と対応ということでございますが、この工場の予定地だった場所についての東芝において新たな利用計画や予定が立てられたということは現在では聞いておりません。今後も町としましては要望活動や情報収集を引き続き行っていきたいということでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと、私は通告でもわざわざ人口、教育施設等を含むバランスの考慮が不可欠やということを言うておるわけやね。何も広報を説明してもらわんでも、県の線引きの見直しおおむね5年ごとに行っておりという書いてあるんやから、そんなもんええんや。何も知らんのは知らんなら質問せえへんや。そういうことなんで。ただ、町はこういうことの中できちっと町の意味をもっともっと明確に出していかなあかん。

ほいで、太子町のこの実態というのは、町の今の状況は、釈迦に説法であり説明するま

でもないと思うけれども、あえて言っておきますと、4月末の校区別の世帯、人口の割合というのは、斑鳩地区で2,305世帯の6,437人、世帯比では全体の19%余りやね、斑鳩が。それから、石海が3,809世帯で1万670人住んで、世帯の全体に占める割合というのは31.5%程度。それから、太田地区、太田が5,076世帯で1万4,303人、42%。それから、龍田が911世帯の2,685人、7.5%程度という形で、極めてこの線引きというのは、都市計画の線引きを行ってきた結果、行政がしたんですよ。行政のした結果こういうアンバランスが生じているわけありますから、こういうものも早晚是正をする必要があると思います。そういう点で、やはり行政が行った施策の結果は、やはり行政がこれを補正しバランスをとるのも責任だと。間違ってますかね。そういう責任が僕はあると思うんです。

教育施設についても、とりわけ学校につきましては、現行の地区を先ほど言いましたもとにした校区から各小学校等の現有施設を考慮した校区の見直し、再編が私は必要やと思うんですよ。そういうこともあわせて行っていくことが教育の機会均等にも合致する問題でありますから、この線引きというのは非常に罪なこともやってきていると。その罪を償うという意味からこの是正が必要であるし、県が言うところからするんじゃないくて、太子町が意思を持って対応するというところに、そこにあるんです。

インターの関係でも、今物流拠点ということで説明がございましたけれども、やはり全体の先ほど言ったバランスの問題も含めて、太子町の一定の車における玄関口でありますから、交通の利便という条件を生かしたまちづくりが必要やと、そういう視点がきちとあって見直しにかかることがあって当たり前やと思うんですけど、そういう姿勢が町にはないのかと。ほんで、人口問題は税制問題にも絡んでまいりますので、しっかりと対応することが大事ではないかと思いますが、説明

を求めます。

それから、東芝用地は、たまたま工業用地が東芝でもうくくられとることから太子町の、これもこれがあるゆえにほかには工業用地を確保することができないような状況ではいけませんから、起業支援等含めてやっていけるような取り組みというのは、線引き上のことが今の都市計画法上は線引きの問題があるわけですから、ここにも対応する姿勢が当たり前だと思うんです。将来を自立のまちづくりを進める上でも、財政問題も含めて、一等最初の太子町の振興計画というのは、やっぱり良好な住宅地を供給するというのが第1次の振興計画です。そういう面からも含めて積極的対応が必要なのではないかと。

それから、東芝用地はもう今何も分からんということですから、それ以上のことを聞いてもなんですけど、特に工業用地が東芝に限定されてるから言よんです。その辺ははっきり今後の方向を示していただきたいなと。

農地の問題については、全体として今真剣に考えなあかんのも、これもまちづくりの大きな失敗の結果やと思うんですが、雨水排水幹線というのを整備はしたけれども、結局農業用水の確保と、そこへの排水というようなことでやってきた結果おかしなっとなんです。実際はもっと排水機能を全体として持った当初からの対応があれば下流域との兼ね合いも整理がついておるのに、今からやろうとするところに問題があるんで、せめて農地の持つ機能を最大に生かせるような施策が要るんじゃないかっていうことなんですよ。だから、そこらはちょっとはっきりしていただきたいと。

あわせて、地産地消、食糧問題からも、生産するところが田園ですから、これは先に言いましたような防災上のこと、さらには地下水の涵養の問題とか、遊水の問題とかを含めて、適地適作の推進によって、これらをあわせて活用が望めるのではないかということから伺っております。そういうことを趣旨に対

した説明を求めたい。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

今回の見直しにつきましては、先ほど言いましたように必要最小限ということで、過去にもいろいろとその線引き見直しということで市街化区域の拡大とか見直しのお話が出ておりますけども、やはり太子町におきましては市街化農地がまだ20%を超えておる中で、どうしても県との協議の中にもそういう問題が出てきております。そうしたことから、今回は先ほども言いましたように必要最小限の見直しということで、人口問題とか、そういう問題につきましては当然協議の中では出てきておりません。

それと、市街化農地の件でございますけども、これも先ほども言いましたように、市街化農地につきましてはやはり市街化を促進するといった趣旨もございます。そうした中で市街化農地が宅地になったときの問題は、やはり根本的には雨水幹線、雨水排水の計画の問題が出てくるのではないかと。過去にも昭和59年に雨水計画を立てたときに姫路市とも当然協議もしております。それをやはり現状の状況を見ながら今回見直しをやっていると、現在やはり若干下流へ流れる量が増えてきつつあります。そういったことから姫路市との協議が今後必要になってくるといったことでございます。

それと、インターの関連でございますけども、これにつきましては今回の見直しとは直接関係がございませんで、以前にいわゆる特別指定区域として指定されておりますので、これを現在利用していくといったことになろうかなということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後々指摘したいと思うんですが、特にこういうときに声を上げていくことと、独自に線引きにも挑戦しとかなないと太子町のまちづくりはおかしなりますよ。それ

と同時に、市街化の農地についてもいろいろ相続の問題とか、お持ちの皆さんにはあります。20年の農地、農業猶予というようなこともあります。しかし、それを埋めるのは、差し控えるというのも施策です。私それ言よんですよ。それがいろんな機能の、農地の持つ機能なんです。だから、そういう太子はそこがまだ詰まってないから、市街化に編入するとかというんでなしに、全体的にバランスのとれたまちづくりを今見ないといけないんじゃないか言うтонですよ。市街化とか市街化調整区域とかということじゃなしに防災上も当然です。そういう視点に立たないと、本当に太子のまちづくりを考えたことにならないと。だから、県とかなりのやりとりをするにしても、国とやりとりをするにしても、太子の独自性を出す以外にないんじゃないかということで指摘しよんですよ。そういうことを聞かなかったら、今のようないわゆる国のほうへ県のほうへ行き、それには答えただけのことやとかということになってしまうんで、農地の持つものもそうやし、食糧問題も言ってるようなことをやろうと思えば、これからのまちづくりはそういうものでないとかかんと思うんです。そういう考えは町のトップにも全くないということなんか。だから私は言うтонですよ。今回の県がこう言うたことはもう承知の上で言うton。どうですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいまのご質問ですけども、それにつきましては今、今年度と来年度で実施しようとしております都市計画マスタープランと一部重複するんではないかというふうな感じがしております。その中で十分検討していきたいということでございます。

以上です。

（桜井公晴議員「もうそれだけか。今その程度……」の声あり）

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いやいや、本当に、もうちょっと真剣にまちづくり考えろよ。まあまあ

それでも、またこれも後々言う機会がありますので、ちょっと置いときたいと思います。

それから次に、水道事業についてであります。何分あったかいな。

○議長（北川嘉明） 15分ほどやろ。

（「はい、13分」の声あり）

○桜井公晴議員 13分。うん、ああ、あかん。これは、特に私は高価な県水の押しつけが本町の水道事業を圧迫しておるということは今までも言ってきたし、そのツケを住民に回しとると、また負担を拡大させているということは言ってきたんですが、水道事業も公営企業の基本的な姿勢は安全・安心、特に水道の場合は安全・安心、安価な水の供給が事業の責務やと、使命であり責務やと。この点についてどう思うかっていうのが1つ。

それから、京都で大山崎町というのが、人口は太子の半分というか少ない町なんですけれども、5月20日に府を相手取って高価な府水の押しつけをやめるように提訴をいたしました。これが報じられましたが、本町と同じような立場にあると思うんです。本町も同様の取り組みが私は必要だと思うんですけど、町の姿勢を問いたいと思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

ご指摘のとおり、安心・安全な水の供給が水道事業の責務であると考えとります。

それともう一点、大山崎町の裁判、提訴の件でございますけども、これにつきましては、太子町と状況が違いますのは、契約水量が日に7,300トン、それで実質受水水量がインターネットで調べてみますと2,600だったり3,400だったり数字が出ておるんですけども、実際に半分以下の受水しかしていないのに契約水量で請求され支払っているといったことがどうも現状でございます。ですから、太子町の場合と基本的に違いますのは当然のとおりで、当然実際の契約水量を下げるようにという協定を結ぶべく申し込まれたそうですが、どうも従来の水量で契約してしまっ

ているようで、その辺の問題の提訴だというふうに載っておりました。ですから、太子町とは若干その提訴の内容が違ってるといったことで私の説明はいたしたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私が言よんのは、これ見たら、何を言うとんかというたら、県と太子の場合も責任受水の問題があるんですよ。当初の言ったことは保険みたいなもんやというて言うてまいりましたように、この県水も今年度の予算では1立米当たりが171円でしょ。1.5円、平均的に見てですよ。もう体系が基本料金1と基本料金2で、それから水量料金ということで、トータルしたものが8,764万2,000円で、それが、それ、そうなるんですよ。171円、倍ほどの値段で買って半分ほどで売るといような形になっとる、その責任受水の関係言うとんです、当初の形から。だから、太子町も大山崎町も共通すんのは、水はあるんですよ。大山崎は特にあるんです。だから、余計にここに加入させられてこういうことを言ってる。だから、府に対してこういう是正を求めるといことで、弁護士なんかもあちこちの弁護士事務所がこれを支援して取り組むと、こういうふうになってきている。だから、県を相手に町も、本町の今言いましたような形ですから、県の水を押しつけてもらわなくても、水源開発含めて必要な取り組みは太子町もできると、そういう中での取り組みとして言ってるんです。ほいで、こういう県なんかが言うたからそれに従わなあかんというような取り組みについて本町もやっぱりそういう取り組みを、全国にこれが同じようなところがあるから、新聞等によってはあちこちに波及するようなことも考えられると、そういうことも言ってるぐらいですから、やはり本町の場合も高い水を、結局供水と受水料金とはごつつう違うんですから、そういう立場でやっぱり、必要な水だけ供給、もらうというのは別ですよ。だけでも、もう水源開発との絡みで言えば必要ない面も

ありますから、そういうふうに言ってます。  
だから、京都と同じように、この県との対応  
については町もやるべきやと思いましたんで  
伺ってるんですが、そういう姿勢は全くない  
ということですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたし  
ます。

先ほど来、大山崎町の提訴の件が出ており  
ます。先ほども答弁いたしましたように、や  
はり若干違うんではないかと。それで、この  
大山崎町の府水、府営水道の受水につきまし  
ても当然、当時平成10年前後だろうと思うん  
ですけども、平成12年から受水しとりまし  
て、ですからその中で契約してやってきてお  
ります。太子町の場合も同様にやってきてお  
りまして、今現在太子町の場合と大山崎町と  
の水道料金の……

（桜井公晴議員「それはええんや。よ  
そのことはええんや。私が言よんのは  
町と県のこと言よんにゃわ。ほかのこ  
と云ようへんがな」の声あり）

町と県につきましては、やはり従来どおり  
協定で行っておりますので、そのままやって  
いかざるを得ないんじゃないかというふう  
には考えとります。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 見直しを求めるとい  
う姿勢が抜けと言よんや。そのぐらいのこ  
と当たり前のことや。町民の生活を守る  
というのは町政や。ほいで、先ほど何で  
水道事業の責務やな言うたのは、安心・  
安全、安価、これが責務やと。金もうけ  
をする必要はないんや。住民の暮らしに  
合うようにしたらええんや。だけでも、  
この押しつけが水道事業を圧迫しとる  
ことも事実や。だから、今までの経過か  
ら言うとするわけで、全く姿勢がないか  
らそういうよその例を、ただ例としてこ  
ういうことがあったから町もこれに見  
習ったらどうやと。提訴せえとは、提訴  
するかしないかは別ですよ。県とやっぱ  
り話をせえと言うとん

や、私は。住民の暮らしを守るというの  
はあんた方の責務じゃ。ほかにないよ。  
はっきり言うとか。そやから、そ  
ういう面から県に対応する姿勢がない  
からそないな答弁なんや。それを怒り  
よんにゃ。当たり前のことやが。

（町長首藤正弘「怒られなんたら」  
の声あり）

いや、怒って当たり前やが。同じ立場  
で怒りよんにゃ。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 今、怒るとい  
うような……

（桜井公晴議員「違うがな。大山崎  
の例ばっかり言うから言よんやわ」  
の声あり）

いやいや、違いますよ。結局、県水  
というのは我々太子町も姫路市さん  
も一緒です。出資するときにもうこの  
西播磨管内、水不足が生じておる現  
象もございました。そうした中で、  
やはり町民の皆さんが安心して生活  
していただけるためにその県水との  
契約、これはもうもう議員さん  
もご承知のとおり神谷ダムの建設  
当時から、前からこれは交渉が始ま  
っております。それはおっしゃると  
おり、私どもももっと安価な価格で  
提供を受けたいんではございますが、  
県のほうもそうした大きな投資を  
する中で償却ができない、また水  
需要がだんだん減ってきておるとい  
う中での対応。私どもも、それを  
ほかしておるといことではござい  
ません。そうした中、この県水の  
関係でも西脇だったか、そちらの  
ほうで水が足りないということで、  
そちらへ給水というようなことも  
議題になりまして、そうしたこ  
とは大いに結構だということ  
で、今そちらのほうの給水も始ま  
っております。そうした中、単価  
の問題もまだ逆に県のほうは  
もっと上げよと、契約水量と使用  
水量とのギャップの水量について  
は単価を上げるということも  
言っておりますが、今のところ  
そうした話もしていき、ある程度  
は抑えがきいておると、このよう  
に思っております。な

かなかこの問題は難しい問題でございます。投資的経費、また償却等々の関係も出てくるところでございますので、やはり私は今現在よりも上がらないように極力努力していきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 やっぱり今町長言うたとおりや。上げようとしとんや。もう既に条例しよんやないか。何言う、まだ別の負担かけようとしよんや。管も入れかえしようというような計画、もっと皆隠しとるだけやがな。そういうようなことを言うのと、過大見積もりから来とんやで、これもともと。私は保険言うたやろ。どことも保険だったと。保険にいろいろ言わんでもええんや。だから県と交渉せえと。ほいで水源開発はやるべきやということを言よんやが、私は。だから、それは今後も指摘したいと思います。

それから次に、財政対策についてであります。通告でも指摘しておりますように、皮革汚水前処理場への税の繰り出しを軽減するということが財源対策にもつながる問題でありまして、個々の企業に対して前々処理を義務づけると。そして、その結果として前処理場を思い切って不要にするというような対策が必要だと私は思うんです。そういう点から町の対応について説明を求めることにしたいと思います。

それからもう一つは、業者が絡むすべての契約について、見積もり積算を厳格にして、実勢に見合った予定価格をもって競争を条件とする取り組みが肝要だと思うんですが、その点について対応を説明願いたい。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まず、前々処理の関係でございますけども、前々処理といいますのは、かなり以前から地元をお願いしてやっているわけございまして、前々処理といいますのは、やはりその工場から前処理場までの間にものが詰まるといったことから、そういうものを流さないといったこと

の、要は巨大物といいますか、そういうものを流さないようにということの前々処理ということで対応いたしておりました。ですから、現在も太子町の場合そういう大きなものは流れてこなく、業者さんはそのまま松原のほうに搬送してるといったというふうに聞いております。ですから、あと私どもの前処理場にスクリーン等がありますけども、大きなし等とはかからないというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） すべての契約について見積もり積算を厳格にすることと、また競争を条件とする取り組みについてということでございますが、契約案件につきまして、ハード、ソフトを問わず、担当課におきましてそれぞれ根拠に基づいて見積もり積算を行っております。

また、競争させるという点においては原則でございますので、入札に付する場合、見積書による場合と、いろんなケースがあるわけでございますが、いずれにしてもご指摘のとおり競争による安価で良質なものを求めていると考えております。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 前々処理ていうのは、現前処理場の機能と変わらないような機能を持ったものというのが当初だったんです。だから、そういう点からそういう施設として指導して設置を求めるということが必要だと思うんですね。その場合、ちょっと言うときですが、業者がその対応を渋るような場合には現前処理場を、数社にもならんけれども、現在の関係業者に施設もろとも貸与するという法もありますわな。町が直接的には関与せずに、責任を持って、前々処理を渋るんだったらそういう方法もあるということでの対応をしてはどうかということを提言しときたいと思います。

それから、すべての契約にまつわること、ほいで既に配付されてる、資料というのはだ

んだん変わってしまって、どれだけの業者が参加したのかというのはちょっと議員のほうに配付される資料にはないわけですが、担当のそこへ見に来いちゃうような姿勢かも分かりませんが、一応4月22日の執行分で植栽公園の剪定等が予定価格に対する落札が46.1、それから公園の場合は52.1と。同日執行分でいきなりはね上がっているのが道路清掃で99.8、大津茂川の関係でも91.8と。ほいで、29日の執行分でも、複合施設の植栽で99%、それからメモリアルパークの植栽管理でも95.1%と。幼稚園の場合は、最低制限価格が設定しておったんか知らんけれども不調やと。公共下水道事業の費用対効果の関係では89.4%、中央公民館が72.3%となってるわけですが、それぞれこういうふうな実際に50%程度でいけるっていうところもあるわけですから、厳格にやるということ。

それから、予定価格を実勢に見合ったもので設定をするということ、これは当たり前のことで、もう一つ、これまでに言ってきたとおり、競争性を確保するのは大事であります、1社が独占することのないように、既に請けた場合は次の工事は請けられないと、こういうふうなことも何回かここで言ってるわけですが、そういうことも盛り込んで、きちっと実勢に見合ったようなことにすべきだと思うんですね。

そういうことと、それから公的資金の補償金免除繰上償還というのをホームページでも出しておりますけれども、こういう中に書いてることがほんまに忠実に行われるようなことになるかなあて、なってるかなあと思うんですが、それらも後々ただしますけども、ちょっとここで言よると、何分あるかいな。

時間がないんで、その点は、いわゆる公的資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業の中で書いていることが真っ当に行えるかどうか、教えてください。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 政府補償金繰り上げ免除の償還につきましては、今年のあ

れヒアリングはたしか3月に行ったと思います。ですから、そのときにはたしか2年ないし3年計画でやっていたと思いますんで、20年度も当然ヒアリングがあると思います。ですから、そのヒアリング……

（桜井公晴議員「いや、書いてあることをちゃんとするんかというて。ええこと書いとるがえ。それをするんかというて聞いとんや。だから言うてみいな。私が言よったら時間かかるから言わんだけのこっちゃ」の声あり）

実は、中身につきましては余り詳しくは記憶してないんですけども。

（桜井公晴議員「自分らが公表しとんじゃるが」の声あり）

いや、ですから人員削減とか料金とか、それはそのままやっていきたいというふうに思います。

以上です。

（桜井公晴議員「基本方針にはそんなこと書いてない」の声あり）

あつ、基本方針じゃないです。はい、済いません。

（桜井公晴議員「何言うとんでや。ほいで、どないなったんや、答えは。言うたことに答えがないで」の声あり）

（「言うたね」の声あり）

○議長（北川嘉明） いや、続けてください。

○経済建設部長（富岡慎一） 基本方針どおりやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

（桜井公晴議員「いや、ほかのことも聞いたんやから、それ忘れてしもたんかい。一緒に聞いたが」の声あり）

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 予定価格につきましては実勢に近い価格でということでございますが、町におきます積算はあくまで決められた積算の中で行っております。ただ、予定価格につきましてはケース・バイ・ケース

でございますので、そういった状況を勘案した設定をさせていただいております。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 時間がないんで、あとは、よう読んでから、水道も、下水も、前処理も書いてあるんや。書いてあることを忠実にできるかて聞いたんや。

それから、わざわざ時間かけて今の4月22日と5月29日の状況を知らせたというのは、46%でも落としようやないかということを含めて、もっと厳格にやって競争性を確保すると。ほいから、手持ちの工事がある場合は入れないというようなこともすべきやというて言うとなのに、それ聞かんと答えもせんと、もう話にならんなあ。聞いとらへんから答えられへん。そやさかい、ちょっとはつきりさせていただきたいと思うんですよ。だから、これは後追及するときがあると思いますので、時間の都合で後へ寄りますが。

あとは、第5の給食のあり方について、1つは、洗剤混入事件の総括と責任ということで、再三風通しが悪いと言いながらなぜ事件が引き起こされたかの総括がいまだに私はなされていないと。そのために責任も甘い結果になっていると考えます。安心・安全の給食を供給すべきところでの事件、これでよいと考えているのか、説明を求めます。

それから、食材等、原燃料の値上げが相次いでいるわけでありますけれども、給食費に転嫁させないための取り組みと、地元産の食材等の使用の拡大とか米飯給食の拡大、安全・安心の給食の供給体制について改めて説明を求めたいと。

それから、これはセンター建設は、これまでは建てかえを主にしておりましたが、その後の経過の中ではリニューアルも含めて対応すると、こういうふうに言ってるわけですが、現施設の改修等での問題点とか対応について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校給食センターにおける洗剤混入事件についてですけれども、日ごろから学校給食の安全については注意を払って調理を行ってまいりましたが、現場の担当者から逮捕者を出したということにつきましては深く受けとめております。今後はこうした事件を二度と起こさないよう、現場の職員、また本年4月から実施をしております調理業務委託業者の指導、監督の徹底及び再発防止と信頼回復を図るとともに、食の安全・安心な給食の提供を継続するため、学校給食危機管理マニュアルを策定して業務の遂行を図っておるところでございます。

次に、安心・安全の供給体制等についてでございます。昨今、原油価格の高騰により、あらゆる原材料等が値上げをいたしております。例えば基本物資の一つの小麦粉、キロ当たり去年は102円でしたが、今年度は140円と、前年度比で37.2%値上がりをしております。このように食材の高騰は避けることができません。しかしながら、食の安全・安心を図るためには、できる限り国内産で、産地、製造者の信頼できる食材を確保する努力をしなければならぬと考えております。給食費の値上げについては、もう少し社会情勢をかんがみ、学校給食会と関係者の方々の意見を伺いながら検討をしていきたいというふうに考えております。

そして、値上げを転嫁させない取り組みといたしましては、できる限り地元の生産業者による地産地消、安心・安全なものを購入するなどしております。また、牛肉やデザート回数を減らすなど、献立の工夫により進めてまいりたいというふうに考えております。

また、米飯給食の拡大につきましては、現在センターの炊飯器の能力が2,500食であり、1日4,000食には対応が難しいこと。食器の消毒保管庫が2,000個で、拡充しないと対応できないなどスペースの問題もあります。ついては、センター改築時においてあわせて考えていきたいというふうに現在のところは思っております。

次に、センターの改築の件でございます。現在の施設は昭和48年1月に建築したということで、35年の経過をしております。全体的に老朽化していることはご承知のとおりでございます。建設事業計画の基本といたしましては、諸条件の問題も少ない現敷地での建てかえを基本的に考えておりますけども、敷地が狭い現の給食センターを稼働させながら改築していくのは非常に困難が予想されます。反面、敷地の移転となると事業費がかさみ、財政的にも再検討が求められている状況でございます。つきましては、現状の課題を整理しながら施設の規模の検討、建設予定地の検討、事業手法の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、この4月から実施している調理業務等の民間委託業務などの推移を踏まえて、建てかえによる改築を行うか、現状施設の大規模改修を行うか、食の安全、安定した給食の提供を継続するために今後十分関係者の方々のご意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えとります。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 要は、現職員の関係職員の処分とかというのはこの間あったようですが、私は人事配置、異動の権限は町長にあるし、その町長は何の措置もしない、太子町の幹部が責任をとらない姿勢、これはほかの事件でも、下水道工事でもそうです。全然とらないというところに問題があると思うんです。

その点と、それから給食の問題点は今後また委員会でも詰めますけれども、センターの建てかえやとかなんとか言いながら最後に言うたのが業務委託、建てかえが大規模かというて言うところ。何がほんまやら分からん答弁したらもう皆困りますわな。だから、町がやることや。そやさかい、ちょっと説明をしてください。もうあとはまたほかのところでたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 今いみじくも議員さん、処分等々の件でおっしゃいましたが、やはり行政体としまして我々教育委員会はちゃんと教育委員会もでございます。また、我々行政部局といたしましても、その中でこの処分等々に関しましても十分委員会を開き、その結論を出したところでございます。私がすべてをそれをとると、逆にもし教育委員会のところへ私が入り込んでいきますと管轄外であると、これは当然言われることでございますので、そこらははっきりしておきたいと、このように思います。

以上です。

（桜井公晴議員「どっちがほんまや。

後で言うたほうがほんまやるな。今まで言うてきたことやなかったらまた言わんなん。うそばかり言うたらあかん。町が言うたんや。はっきり理由があるもん言うてきといてからに、2つの答えしたら迷うやないか。何を言よんや分からへん」の声あり）

○議長（北川嘉明） 続けて、町長。

○町長（首藤正弘） 改築等々の件でおっしゃってるんだろうと思います。

（「改修」の声あり）

改修。それは先ほど米飯の件でも、今次長が申し上げましたのは改築ということで、全面改築か、それは部分改築か、そういうことはまだ今後、後の点で答弁したことでございます。

（桜井公晴議員「違う、ちょっと違うで、今の答え」の声あり）

いや、そのとおりでございます。

（桜井公晴議員「いやいや」の声あり）

私も、そうした資料を持っております。

（桜井公晴議員「大規模言うたがな、今。そらおかしいこと言うたらあかん」の声あり）

だから、それは今いろいろと業者委託にもしております。そこらの意見も私は十分聞いて、そして前へ進めていこうというところで

教育委員会のほうには指示を出しております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 余り前と後と違った答え言うたらあかんし、建てかえか大規模改修かというたことは耳に入りました、ここで、一番近いとこで。だから、そういうようなことが今までの答弁やったから言うたんや。そんなあほなこと言うたらあかんがな。また後でたします。終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で議席14番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第3号 次期定数改善計

画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願

○議長（北川嘉明） 日程第2、請願第3号次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手許に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月6日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後4時21分）